

官報号外

昭和四十五年五月八日

○第六十三回 衆議院会議録 第二十五号

昭和四十五年五月八日(金曜日)

議事日程 第二十三号

昭和四十五年五月八日
午後一時開議

第一 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

第二 航空機内で行なわれた犯罪その他のある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案(内閣提出)

第三 心身障害者対策基本法案(社会労働委員長提出)

第四 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 痢息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用的手段の戰争における使用の禁止に関する議定書の締結について承認を

○本日の会議に付した案件

日程第一 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 心身障害者対策基本法案(社会労働委員長提出)

日程第四 航空機内で行なわれた犯罪その他のある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案(内閣提出)

日程第五 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 心身障害者対策基本法案(社会労働委員長提出)

日程第八 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第九 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十四 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十五 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十六 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十七 公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 痢息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第一 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第五 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第八 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第九 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十四 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十五 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十六 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十七 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

午後一時三十四分開議
○副議長(荒船清十郎君) これより会議を開きます。

日程第一 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第二 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第五 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第八 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第九 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十一 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十二 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十四 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十五 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十六 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第十七 昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

金の額の改定)

第一条の二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を同一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは、「別表第一の二」と読み替えるものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の見出し中「新法」を「昭和四十四年度における新法」に改め、同条第一項中「年金を含む」の下に「次条において「新法の規定による年金」という」を加え、同条第二項中「前条第二項」を「第一条第二項」に改め、同条の次に次的一条を加える。

(昭和四十五年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の二 新法の規定による年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、昭和四十五年十月分以後、その額を前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「昭和三十九年九月以前」とあるのは、「昭和四十年九月以前」と、「別表第一」とあるのは、「別表第一の二」と、「改正後の法律百四十号の規定」とあるのは、「昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定」と、「改正後の法律百四十号」による改正後の法律百四十号の規定」と、「百三十二万円」と、改正後の法律」とあるのは、「百三十二万円」(昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員については、平均標準給与の基礎となつた組合員であつた期間のうち、同年十月以前の期間にあつてはその月数に十一万円を、同年十一月以後の期間にあつてはその月数に十五万円をそれぞれ乗じ、これを合算した額をこれらの期間の総月数

で除して得た額の十二倍に相当する額)」と、

昭和四十四年十一月一日以後に退職をした組合員を除き、当該改正後の法律」と読み替えるものとする。

2 第一条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の見出し中「田財團法人私學恩給財團」を「昭和四十四年度における恩給財團」に改め、同条の次に次の条を加える。

(昭和四十五年度における恩給財團の年金の額の改定)

第三条の二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その年金額を、同条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の二の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、七十歳以上の者に支給する年金でその改定額が十二万円に満たないものについては、その改定額を十二万円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が十二万円に満たないものを受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を十二万円に改定する。

第四条の見出し中「長期在職組合員」に改め、同条の次に次の条を加える。

(昭和四十五年九月以前に退職をした長期在職老齢組合員の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の二 昭和四十五年九月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金(七十五歳以上の者は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限る)については、第一条の二及び第二条の二の規定にかかわらず、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、同

改定する。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

一 退職年金又は廃疾年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

2 前項の組合員に係る年金でその額が同項各号に掲げる額に満たないものを受ける者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したとき)は、その日の属する月の翌月分以後、同項の規定を適用してその額を改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和三十九年一月から昭和三十九年九月まで

昭和二十九年十月から昭和三十九年九月まで 二・六四五

昭和三十年十月から昭和三十一年九月まで 二・三一八

昭和三十一年十月から昭和三十二年九月まで 二・一四五

昭和三十二年十月から昭和三十三年九月まで 二・〇六四

昭和三十三年十月から昭和三十四年九月まで 一・九六二

昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで 一・八九〇

昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで 一・七六三

昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで 一・四三六

昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで 一・二八一

昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで 一・一四九

昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで 一・〇四三

別表第一の二

年金の基礎となつた組合員であつた期間	率
昭和二十九年十月から昭和三十九年九月まで	二・六四五
昭和三十年十月から昭和三十一年九月まで	二・三一八
昭和三十一年十月から昭和三十二年九月まで	二・一四五
昭和三十二年十月から昭和三十三年九月まで	二・〇六四
昭和三十三年十月から昭和三十四年九月まで	一・九六二
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・八九〇
昭和三十五年十月から昭和三六年九月まで	一・七六三
昭和三六年十月から昭和三七年九月まで	一・四三六
昭和三七年十月から昭和三八年九月まで	一・二八一
昭和三八年十月から昭和三九年九月まで	一・一四九
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・〇四三

別表第二の二

改定前の年金額	改定年金額
六六〇〇〇円まで	九六〇〇〇円

3 前二項の規定の適用については、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が七十歳に達した日に、他の者も七十歳に達したものとみなす。

第五条中「第一条又は第二条」を「第一条から第二条の二まで」に改める。

第六条中「第三条」の下に「及び第三条の二」を加える。

別表第一の次に次の表を加える。

六七、〇〇〇円	九六、二〇〇円
六八、〇〇〇円	九七、六〇〇円
六九、〇〇〇円	九九、一〇〇円
七〇、〇〇〇円	一〇〇、五〇〇円
七一、五〇〇円	一〇一、七〇〇円
七三、〇〇〇円	一〇四、八〇〇円
七四、五〇〇円	一〇七、〇〇〇円
七六、〇〇〇円	一〇九、一〇〇円
七七、五〇〇円	一一一、三〇〇円
七九、〇〇〇円	一一三、四〇〇円
八〇、五〇〇円	一一五、六〇〇円
八一、〇〇〇円	一一七、八〇〇円
八三、五〇〇円	一一九、九〇〇円
八五、〇〇〇円	一二一、一〇〇円
八八、一一〇円	一二六、七〇〇円
一〇一、一一〇円	一四五、三〇〇円
一一五、〇〇〇円	一六五、一〇〇円
一二九、六〇〇円	一八六、一〇〇円
一五〇、〇〇〇円	二一五、四〇〇円

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

2 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正) (私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する)

3 昭和四十五年十月一日以後に退職(死亡を含む)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金(七十歳以上の者又は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限る)については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、

当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第六項の規定に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

一 退職年金又は遺族年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

4 改正後の昭和四十四年度及び昭和四十五年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定する必要がある。「これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒松清十郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長八木徹雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔八木徹雄君登壇〕

附則第八項第二号中「一・三二」を「一・四三」に、「五千三百円」を「五千七百円」に改める。(昭和四十五年十月以後に退職した長期在職老齢組合員の退職年金等の額の最低保障)

六」に「五千三百円」を「五千七百円」に改める。昭和四十五年十月以後に退職した長期在職老齢組合員の退職年金等の額の最低保障) 3 昭和四十五年十月一日以後に退職(死亡を含む)をした組合員に係る次の各号に掲げる年金(七十歳以上の者又は遺族年金を受ける妻、子若しくは孫に係るものに限る)については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、

障額をそれぞれ引き上げることであります。

次に、この法律の施行期日は、昭和四十五年十月一日としております。

本案は、去る三月九日当委員会に付託となり、同月二十五日政府より提案理由の説明を聴取しました。

五月六日には参考人私立学校教職員共済組合総務部長清水幸君から本案について意見を聴取するなど、慎重に審査をいたしましたが、その詳

細は会議録によつて御承知願います。

かくて、五月七日、本案に対する質疑を終了、討論の申し出がなく、直ちに採決に入りました

が、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、自由民主党河野洋平君外四名から、本案に對し、自由民主党、日本社会党、公明党、民主党、日本共产党の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○副議長(荒松清十郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。す。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定

の実施に関する法律案(内閣提出)
昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十一年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

は、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合には、第一条第三項後段及び前条第一項ただし書の規定を準用する。

一 遺族年金又は廃疾年金 十二万円

者が七十歳に達したとき（前項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

前各項の規定は、地方公共団体の長等の過職年金等で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合には、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条の見出し」として「(費用の負担)」を附し、同条中「第一条及び第一条の二」を「前二条」に改める。

ける地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定」に改め、同条第二項中「及び第六項並びに第二条」を削り、「第一条の二第四項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和四十五年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定）

第三条の三 地方団体関係団体職員共済組合の

別表第一の四

昭和四十五年五月八日
衆議院会議録第二十五号
航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案外一案

一〇六四

四九四、三〇〇
五〇七、二〇〇
五四六、六〇〇
五七三、八〇〇
五七九、六〇〇
六〇一、二〇〇
六三一、九〇〇
六六二、三〇〇
六八一、一〇〇
六九九、五〇〇
七三六、六〇〇
七七三、八〇〇
七八一、二〇〇
八一〇、七〇〇
八四七、九〇〇
八八五、二〇〇
九二三、一〇〇
九四五、四〇〇
九七〇、三〇〇
一〇九〇、〇〇〇
一二四、六〇〇
一六二、五〇〇
一八四、五〇〇
二二〇、五〇〇
二五八、六〇〇
三一〇、九〇〇
三三七、三〇〇
三六三、三〇〇
三九〇、八〇〇
四一五、四〇〇
四六八、二〇〇
五一〇、四〇〇
五四六、二〇〇
五七二、八〇〇

五三七、六〇〇
五六六、二〇〇
五九四、四〇〇
六二二、九〇〇
六三〇、三〇〇
六五三、八〇〇
六八七、二〇〇
七二〇、三〇〇
七四〇、七〇〇
七六〇、七〇〇
八〇一、一〇〇
八四一、五〇〇
八四九、六〇〇
八八一、六〇〇
九二二、一〇〇
九六二、七〇〇
○〇二、八〇〇
○〇五、二〇〇
○〇七、一〇〇
一八六、一〇〇
一五九、九〇〇
二一三、〇〇〇
二六四、二〇〇
二八八、一〇〇
三一六、四〇〇
三六八、七〇〇
四一一、七〇〇
四二五、六〇〇
四五四、九〇〇
四八二、六〇〇
五三九、五〇〇
五九六、六〇〇
六五三、四〇〇
六八一、五〇〇
七一〇、四〇〇

昭和四十五年五月八日 衆議院会議録第二十五号

衆議院會議錄第二十五号

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十二条の規定の実施に関する法律案外二案

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

備考	年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第二の三の仮定給料の額が一二一、四五〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・七三七六分の一・八八九六四を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定給料とする。
	一一三、六〇〇
	一一五、八四〇
	一一七、九九〇
	一二二、三四〇
	一二六、七〇〇
	一二八、八五〇
一一一、	○七〇
一一二、	○七〇
一一三、	○五〇
一一四、	一三七、七八〇
一一五、	一四〇、一三〇
一一六、	一四一、五三〇
一一七、	一四二、五三〇
一一八、	一四三、五三〇
一一九、	一四四、五三〇
一一〇、	一四五、五三〇

別の定めをするものを除き、当該国の旧法の規定による年金の額の改定に関する法令の規定の例による。

第十条に次の一号を加える。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十四年法律第九十一号」を「昭和四十五年法律第号」に改め、同条第四項に後段として次のよう
に加える。

恩給の支給につき恩給に関する法令が改正された場合も、同様とする。
第三条の四を次のように改める。

二の三の仮定給料の額が一二、四五〇円に満六分の一・八八九六四を乗じて得た金額(一倍五入して得た金額)をこの表の仮定給料とし、は」を削る。

第十条に次の一号を加える。

七 法律百五十五号附則第四十一条の三第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していた期間

第十七条に次の一項を加える。

6 恩給に關する法令の改正により第一項又は第三項に規定する恩給法の規定による停止に係る要件が改められたことに伴いこれに相当する退職年金条例の規定が改正された場合における第一項又は第三項の規定の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、当該恩給に關する法令の改正規定の例による。

第四十一条中「十一万四百十二円」を「十一万五千四百八十六円」に改める。

第二章第五節中第五十四条の二の次に次の二条を加える。

(恩給に関する法令の改正に係る期間を有する者の特例)

第五十四条の三 恩給に関する法令の改正により新たに恩給が支給され、又は恩給の年額が改定されることとなつたことに伴い、これに相当する退職年金条例の規定が改正された場合において、更新組合員であつた者又はその配偶者につき当該組合に属する会員によつて

る規定で政令で定めるもの又はこれに相当する退職年金条例の規定及びこの法律の規定を適用するとしたならば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、当該恩給に関する法令の改正に係る規定による恩給の支給又は年額の改定が開始されると子以後、当該改訂に因つて引き受けた

係る規定又はこれに相当する退職年金条例の規定及びこの法律の規定により、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額を、これらの規定を適用して算定した額に改定する。

3 前二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者に準ずるものとして政令で定める者の同項に規定する年金について準用する。

第五十七条第二項中「同条第七項の規定により同条」を「同条第八項又は同法附則第二十四条の三第三項の規定により同法附則第二十四条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。
(施行法の改正に伴う経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四十一条(同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)及び別表第二の規定は、昭和四

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施
行法の一一部改正)

改定するほか、公務による廃疾年金の最低保障額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間を含む」と加える。
別表第一中「四〇、一一〇円」を「四八七、一一〇円」に、「一八、一一〇円」を「一一五、一一〇円」に、「一九、一一〇円」を「一一四、一一〇円」に改める。

第一項各号に掲げる年金で昭和四十五年十月一日以後に給付事由が生じたものを受けける者が七十歳に達した場合（同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。）において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。（この場合、改定後

昭和四十四年に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて年法律（昭和四十二年法律第百五号）第三条及び附則第十条」に改める。

第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とす
る。

2 第十七条第二項から第四項まで及び第六項
並びに第十九条第一項の規定は、更新組合目録
に係る警察職員の退職年金の支給の停止につ
いて準用する。

並びに「」を加える。

第一百六条第二項中「及び」の下に「第六項
並びに」を加える。

第二百三十二条第二項第六号中「引き続いでい
るもの」の下に「昭和十九年四月三十日におい
て旧南洋厅に勤務していた者で、旧南洋厅の電
気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれ
し二年に半、一ヶ月を経て勤務したこと

に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの中退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

前項の場合において、同項第一号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用する。

三条の五及び第一百三十六条第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第二百五号）第三条及び附則第十条に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第六条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第二百五十二号）の一部を次のとおりに改正する。

附則第六項中「第一百三十六条第一項」を「第三条の五及び第一百三十六第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法

め 同条第三項第二号中 訂正する範囲在職年
の下に「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四
十五年法律第 号）附則第十一条第一項
の規定の適用を受ける恩給の基礎となるべき在
職年を含む。」を、「これらの規定」の下に「マ
はその例」を加え、同条中第四項を削り、第五
項を第四項とし、第六項を第五項とする。
第七十三条第二項中「及び」の下に「第六項
並びに」を加える。

(長期在職老齢者の退職年金等の額の最低保障)
第三条 組合員又は団体共済組合員が昭和四十年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子をもしくは孫に係るものとの頂が当該各号に属するもの十五年九月三十日以前に給付事由が生じた遺年金及び廃疾年金についても、同年十月分以適用する。

第五十一条の二第四項に次の二号を加える
第六 法律第百五十五号附則第四十一条の三
一項に規定する旧国際電気通信株式会社
社員としての在職期間のある者に準ずる
で当該会社に勤務した後地方の職員等と
つたものの当該会社に勤務していた期間
(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第五条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

一〇六六

心身障害者対策基本法
目次

第一章 総則(第一条—第八条)	心身障害者対策基本法
第二章 心身障害の発生の予防に関する基本的施策(第九条)	
第三章 心身障害者の福祉に関する基本的施策(第十一条—第二十六条)	
第四章 心身障害者対策協議会(第二十七条—第三十条)	
附則 第一章 総則	

(目的) 第一条 この法律は、心身障害者対策に関する国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、心身障害の発生の予防に関する施策及び医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給等の心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項を定め、もつて心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とする。	障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。(自立への努力)
第六条 心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参与するよう努めなければならない。	第六条 心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参与するよう努めなければならない。
第七条 心身障害者の家庭にあつては、心身障害者の自立の促進に努めなければならない。	第七条 心身障害者の家庭にあつては、心身障害者の自立の促進に努めなければならない。
第八条 (施策の基本方針) 第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。	第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。
第九条 国及び地方公共団体は、心身障害の発生の原因及びその予防に関する調査研究を促進しなければならない。	第九条 国及び地方公共団体は、心身障害の発生の原因及びその予防に関する調査研究を促進しなければならない。
第十条 国及び地方公共団体は、心身障害者が日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいたる。	第十条 国及び地方公共団体は、心身障害者が日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいたる。

(個人の尊厳) 第十一条 国及び地方公共団体は、心身障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有するものとする。	指導その他の指導、機能回復訓練その他の訓練又は授産を行なう必要な施設を講じなければならない。
(國及び地方公共団体の責務) 第十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者の発生の原因及びその予防に関する調査研究を促進しなければならない。	(判定及び相談) 第十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者が心身障害者の福祉に関する各種の判定及び相談業務が総合的に行なわれる、かつ、その制度が広く利用されるよう必要な施設を講じなければならない。
(医療、保護等) 第十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導、訓練又は日常生活上の世話を行なわるよう必要な施設を講じなければならない。	第十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者の家庭を訪問する等の方法により必要な指導、訓練又は日常生活上の世話を行なわるよう必要な施設を講じなければならない。
(職業指導等) 第十四条 国及び地方公共団体は、心身障害者がその能力に応じて適当な職業に従事することができるようにするため、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施設を講じなければならない。	第十四条 国及び地方公共団体は、心身障害者がその能力に応じて適当な職業に従事することができるようにするため、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施設を講じなければならない。
(雇用の促進) 第十五条 国及び地方公共団体は、心身障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。	第十五条 国及び地方公共団体は、心身障害者に適した職種及び職域に関する調査研究を促進しなければならない。

(年金等) 第二十二条 国及び地方公共団体は、心身障害者の生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に關し必要な施設を講じなければならない。	必要となる施設又は設備の整備等の助成その他必要な施設を講じなければならない。
(資金の貸付け等) 第二十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者に対し、事業の開始、就職、これらのために必要な施設を講じ、及び心身障害者が雇用されるのに伴い	(判定及び相談) 第二十三条 国及び地方公共団体は、心身障害者に対する業務に従事する者及び第十条第一項に規定する用具に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。
第五条 国民は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。	第十五条 国及び地方公共団体は、前項に規定する者その他心身障害者の福祉に関する業務に従事する者及び第十条第一項に規定する用具に関する専門的技術者の養成及び訓練に努めなければならない。
(国民の責務) 第四条 国及び地方公共団体は、心身障害の発生を予防し、及び心身障害者の福祉を増進する責務を有する。	第十六条 国及び地方公共団体は、心身障害者に関する各種の判定及び相談業務が総合的に行なわれる、かつ、その制度が広く利用されるよう必要な施設を講じなければならない。
第五条 国民は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。	第十七条 国及び地方公共団体は、心身障害者が心身障害者の福祉に関する施設に基づく各種の措置を受けた後日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう指導助言をする等必要な施設を講じなければならない。

血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査を行なうことを業とする者をいう。

第三条を次のように改める。
(免許)

第三条 臨床検査技師の免許は、臨床検査技師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に對して与える。

衛生検査技師の免許は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大學令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他前項第二項に規定する検査に必要な知識及び技能を有すると認められる者として政令で定める者に對して与える。

第四条中「免許」を「前項第一項又は第二項の免許(以下「免許」という。)」に改める。

第五条第二号中「第二条」の下に「第一項」を加え、「以下「衛生検査」という。」を削る。

第六条の見出しを「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に改め、同条中「都道府県に」を「厚生省に」に改め、同条中「都道府県」を「厚生省」に改め、同条第一項中「都道府県知事が」を「厚生大臣が」に改め、同条第二項中「衛生検査技師免許証」を「衛生検査技師免許証」に改め、同条第三項中「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第八条第一項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師又は衛生検査技師」に、「都道府県知事」を「厚生大臣」に改め、同条第二項中「衛生検査技師」を「臨床検査技師若しくは衛生検査技師」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十一条中「衛生検査技師名簿」を「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に、「まつ消」を「消除」に、「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」に改める。

第十二条中「衛生検査技師として」を「第二条第一項に規定する検査に」に改め、「技能」の下に「(同項に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)」を加える。

第十三条第一項中「衛生検査技師試験委員」を「臨床検査技師試験委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののはか」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五条第一号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に、「二年以上衛生検査技師として」を「三年以上第二条第一項に規定する検査に」に改め、同条第二号中「衛生検査」を「第二条第一項に規定する検査」に、「衛生検査技師」を「臨床検査技師」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二項を加える。

二 第三条第二項に規定する者で、政令の定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

第十七条中「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に改める。

第十八条中「衛生検査技師は、衛生検査技師を臨床検査技師又は衛生検査技師は、それぞれ臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第十九条中「衛生検査技師」を「臨床検査技師

3 都道府県知事は、臨床検査技師又は衛生検査

技師について前二項の処分が行なわれる必要があると認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

第九条第一項及び第三項中「都道府県知事」を「厚生大臣」に改める。

第十一条中「衛生検査技師名簿」を「臨床検査技師名簿及び衛生検査技師名簿」に、「まつ消」を「消除」に、「衛生検査技師免許証」を「臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証」に改める。

第十二条中「衛生検査技師として」を「第二条第一項に規定する検査に」に改め、「技能」の下に「(同項に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)」を加える。

第十三条第一項中「衛生検査技師試験委員」を「臨床検査技師試験委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののはか」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五条第一号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に、「二年以上衛生検査技師として」を「三年以上第二条第一項に規定する検査に」に改め、同条第二号中「衛生検査」を「第二条第一項に規定する検査」に、「衛生検査技師」を「臨床検査技師」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二項を加える。

二 第三条第二項に規定する者で、政令の定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

第十七条中「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に改める。

第十八条中「衛生検査技師は、衛生検査技師を臨床検査技師又は衛生検査技師は、それぞれ臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第十九条中「衛生検査技師」を「臨床検査技師

又は衛生検査技師」に改める。

第二十条中「衛生検査技師で」を「衛生検査技師又は臨床検査技師(第八条第二項の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命ぜられていない者を除く。)」に改め、同条を同条第一項とし、同項の前に次の二項を加える。

臨床検査技師でない者は、臨床検査技師といふ名称を使用してはならない。

第四章中第二十条の次に次の二項を加える。

厚生大臣に改める。

第十一条中「衛生検査技師として」を「第二条第一項に規定する検査に」に改め、「技能」の下に「(同項に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの(以下「採血」という。)に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。)」を加える。

第十三条第一項中「衛生検査技師試験委員」を「臨床検査技師試験委員」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項に定めるもののはか」を削り、同項を同条第二項とする。

第十五条第一号中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に、「二年以上衛生検査技師として」を「三年以上第二条第一項に規定する検査に」に改め、同条第二号中「衛生検査」を「第二条第一項に規定する検査」に、「衛生検査技師」を「臨床検査技師」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二項を加える。

二 第三条第二項に規定する者で、政令の定めるところにより前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

第十七条中「衛生検査技師養成所」を「臨床検査技師養成所」に改める。

第十八条中「衛生検査技師は、衛生検査技師を臨床検査技師又は衛生検査技師は、それぞれ臨床検査技師又は衛生検査技師」に改める。

第十九条中「衛生検査技師」を「臨床検査技師

第一二二条 第二十条の三第三項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に改正前の衛生検査技師法(以下「旧法」という。)第二条の規定による衛生検査技師の免許を受けている者は、改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(以下「新法」という。)第三条第二項の規定による衛生検査技師の免許を受けた者とする。

第三条 旧法第六条の規定による衛生検査技師名簿は、新法第六条の規定による衛生検査技師名簿の一部とみなす。

第四条 旧法第七条第一項の規定によつてなされた衛生検査技師名簿への登録は、新法第七条第一項の規定によつてなされた衛生検査技師名簿への登録とみなす。

第五条 旧法第七条第二項の規定によつて交付された衛生検査技師免許証は、新法第七条第二項の規定によつて交付された衛生検査技師免許証とみなす。

第六条 厚生大臣は、新法第三条第二項の規定にかかるわらず、旧法の規定による衛生検査技師試験(次項の規定により從前の例により行なわれた衛生検査技師試験を含む。附則第八条第二号において同じ。)に合格した者に対し、衛生検査技師の免許を与えるものとする。

第七条 衛生検査技師試験は、昭和五十一年十二月三十一日までは、なお從前の例により行なう。

第八条 学校教育法第五十六条第一項の規定により大

官 報 (号)

第四に、衛生検査所の登録に關し必要な規定を設けること。

等であります。

本案は、三月二十四日本委員会に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。

次に、衛生検査技師法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、衛生検査技師法の一部を改正する法律案につき採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

右

昭和四十五年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

日程第四 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第五 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公企体職員等共済組合法による年金の額の改定に関する法律及び公共

員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共

企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

(昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律)

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(一部改正)

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十一年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

第一条の見出しを「(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)」に改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律

第一条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第三項に

おいて準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段及び前条第二項ただし書の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 十二万円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 六万円

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(前項第一号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、

同項の規定に準じてその額を改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条の見出し中「特別措置法」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における特別措置法」に改める。

第二条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条中「別表第三」とあるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の四に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円をえた額)

二 殉職年金 十五万七千円

三 傷害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、それぞれ準用する。

第三条の見出し中「旧法」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法」に改める。

第三条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における旧法による年金の額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の三 第一条の三の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の三の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第二条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条の見出し中「昭和三十五年三月三十一日」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における昭和三十五年三月」に改める。

第四条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

第七条中「第五条の二」を「第五条の三」に、「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)

第四条の三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の三の仮定俸給(同条第二項の規定又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条中「別表第三」とあるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。

2 第一条第六項並びに第三条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第四条第七項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける年金の額の改定及び第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定の適用について準用する。

第五条の見出し中「昭和四十三年九月三十日以前」を「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における昭和三十五年四月以後」に改め、同条第一項中「及び次条第一項」を「、次条第一項及び第五条の三第一項」に改め、同条第三項中「及び次条第二項」を「、次条第二項及び第五条の三第二項」に改める。

第五条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における昭和三十五年四月以後の新法による年金の額の改定)

第五条の三 昭和三十五年四月一日以後の年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を第五条第一項の規定に改定する。この場合においては、第四条の三第一項後段の規定を準用する。

2 前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の衛視等の年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の三第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第七条中「第五条の二」を「第五条の三」に、「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

別表第一の四

別表第一の三の仮定俸給

假定權

四一、二七〇

四三、三八〇
四五、五五〇
四五、七三〇
四五、一〇〇
五六、一九〇
五六、七六〇
五六、二九〇
五六、六六〇
五六、一九〇
六一、三八〇
六一、四八〇
六一、五六〇
六一、六六〇
六一、七七〇
七三、七七〇
七六、七〇
七八、八〇
七八、七八〇
七八、八〇
七八、八〇
七八、八〇
八四、八五〇
八四、八八〇
九一、九〇
九二、八八〇
九六、九〇
九八、九〇
一〇、一〇
一〇、四〇
一一、一〇
一二、三〇
一二、四〇
一二、八〇
一二、九〇
一二、九九〇
二三、三四〇
二三、七〇
二八、八五〇
〇七〇

四五、九七〇

四九、五三〇
五一、五三〇
五七、二七〇
五四、四八〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七三、八〇〇
七六、八〇〇
七〇、一〇〇
八三、五七〇
八五、六八〇
八七、九三〇
九二、二八〇
九六、六六〇
九八、八七〇
一二、〇〇〇
一四、〇六〇
一〇、九〇〇
一〇、七〇〇
一〇、五〇〇
一〇、二〇〇
一二、八〇〇
一四、〇六〇
一〇、九〇〇
一三、〇五〇
一三、三三〇
一三、五五〇
一三、三三〇
一三、二八〇
一三、九八〇
一三、〇五〇
一三、七〇〇
一四、一〇〇
一四、二三〇
一四、五三〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定俸給の額が一二・四五〇円に満たない端数ないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の四

別表第一の四の下欄に掲げる仮定俸給

率

八三、五七〇円以上のもの	一一一・〇割
七八、八四〇円をこえ八三、五七〇円未満のもの	一一三・八割
七三、四七〇円をこえ七六、八四〇円以下のもの	一一四・五割
七〇、八〇〇円をこえ七三、四七〇円以下のもの	一一四・八割
四九、五三〇円をこえ七〇、八〇〇円以下のもの	一一五・〇割
四七、一八〇円をこえ四九、五三〇円以下のもの	一一五・五割
四二、四四〇円をこえ四七、一八〇円以下のもの	一一六・一割
三四、五〇〇円をこえ四一、四四〇円以下のもの	一一六・九割
三三、一六〇円をこえ三四、五〇〇円以下のもの	一一七・四割
三〇、九三〇円をこえ三三、一六〇円以下のもの	一一七・八割
三〇、〇五〇円をこえ三〇、九三〇円以下のもの	一一九・〇割
二九、一三〇円をこえ三〇、〇五〇円以下のもの	一一九・三割
二五、五七〇円をこえ一九、一三〇円以下のもの	一一九・八割
二三、五八〇円をこえ一五、五七〇円以下のもの	一一九・二割
二一、七六〇円をこえ二二、五八〇円以下のもの	一一九・九割
二一、一八〇円をこえ一一、七六〇円以下のもの	一一一・九割
二〇、六八〇円をこえ一一、一八〇円以下のもの	一一一・七割
二〇、一八〇円をこえ一〇、六八〇円以下のもの	一一一・〇割
一九、三八〇円をこえ一〇、一八〇円以下のもの	一一一・四割
一八、六一〇円をこえ一九、三八〇円以下のもの	一一一・五割
一八、六一〇円以下のもの	一一五・一割

別表第四の三の次に次の二表を加える。

別表第四の四

障 害 の 等 級 級 級 級	年 金 額
一	五〇六、〇〇〇円
二	四一〇、〇〇〇円
三	三二九、〇〇〇円
四	二四八、〇〇〇円

五 級

級

一九一、〇〇〇円
一四七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第三の四中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一四八、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一八八、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第一条

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のよう改訂する。

第七条第一項第一号中「同条第七項」を「同条第八項又は同法附則第二十四条の三第三項」に、「同条第四項第一号」を「同法附則第二十四条第四項第一号」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、「第四十一条第一項若しくは」を削る。

第九条第七号中「引き続いているもの」の下に「(昭和十九年四月三十日において旧南洋厅に勤務していた者で、旧南洋厅の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務して、いた期間を含む。)」を加える。

第十一条第二項第二号中「該当する勤続在職年」の下に「(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号)附則第十一条第一項の規定の適用を受ける恩給の基礎となるべき在職年を含む。)」を、「これらの規定」の下に「又はその例」を加える。

第十三条第五項中「第六条第二項」を「第六条第一項」に改める。

第十五条第二項及び第三項中「二十四万円」を「二十六万円」に改める。

第三十三条中「十一万四百二十円」を「十三万五千四百八十六円」に改める。

第四十条を次のように改める。

(恩給に関する法令の改正に係る期間を有する者の特例)

第四十条 恩給に関する法令の改正により新たに恩給が支給され、又は恩給の年額が改定されることがなつた場合において、更新組合員であつた者はその遺族につき当該恩給に関する法令の改正に係る規定で政令で定めるもの及びこの法律の規定を適用するとしたならば退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、当該恩給に関する法令の改正に係る規定による恩給の支給又は年額の改定が開始される月分以後、当該恩給に関する法令及びこの法律の規定により、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廢疾年金若しくは遺族年金の額を、これらの規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給若しくは一時金たる長期給付の支給を受けた者又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整その他同項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者に準ずるものとして政令で定める者の同項に

規定する年金について準用する。

別表中「四二〇、一二〇円」を「四八七、一〇〇円」と、「二八一、一二〇円」を「三一五、二〇〇円」に、「一九三、一一〇円」を「二二四、一〇〇円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十五年十月一日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

(施行期日)
(施行法の改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)第十五条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。

2 改正後の施行法第三十三条(同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び別表の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(長期在職老齢者の退職年金等の額の最低保障)

第三条 組合員が昭和四十五年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、その者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るもの額が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これら

の年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金及び遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年年限に満たない場合は、この限りでない。

一 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号。以下「新法」という。)の規定による退職年金又は廃疾年金(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次号において「施行法」という。)の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。) 十二万円

2 前項の場合において、同項第二号に掲げる年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和四十五年十月一日以後に給付事由が生じたものを受けれる者が七十歳に達した場合(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、同項ただし書き及び前項の規定を準用する。

(琉球諸島民政府職員に係る仮定俸給の額の特例)

第四条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百五十六号)第四条の二第一項の規定により新法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を適用して支給する退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、同条第二項の規定によりこれらの年金の額の計算の基礎となる俸給の額を計算することとされているものを受けれる者に対する第一項の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第三条の三において準用する第一項の三の規定の適用については、同条第一項中「別表第一の四の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の四の仮定俸給の三段階上位の仮定俸給」とする。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずることとするほか、琉球政府職員についての退職年金等の基礎俸給の引上げ、国際電気通信株式会社に勤務した期間の組合員期間への通算等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年三月二十六日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

(昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度」を「昭和四十二年度以後」に改める。

第一条の前の見出しが「(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法による退職年金等の額の改定)」に改める。

第一条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における旧法による退職年金等の額の改定)」を附し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の三 前条第一号の規定の適用を受ける年金については、昭和四十五年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の三の仮定俸給(同条第二項又は同条第五項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の四の仮定俸給を俸給とみなし、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の四」と読み替えるものとする。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
 一 障害年金 別表第四の四に定める障害の等級に對応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、三万六千円を加えた額)
 二 病職年金 十五万七千円
 三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について、前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について、それぞれ準用する。
 第三条の二の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年九月三十日以前の退職に係る法による年金の額の改定)

第三条の三 昭和四十五年九月三十日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてある俸給年額(同条第二項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については前条第一項の規定により、昭和四十四年十月一日以後に法の退職をした組合員に係る年金については同項の規定に準じて、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額)を十二で除して得た額で別表第一の四の上欄に掲げるものに對応する同表の下欄に掲げる仮定俸給の額の十二倍に相当する金額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

1 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 六万円
 2 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 六万円

3 第一項の規定の適用を受ける者が七十歳に達したとき(前項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する)。

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。第二条の前の見出しが「(昭和四十二年度及び昭和四十三年度における旧法による障害年金等の額の改定)」に改める。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
 第五条第一項中「第二条の二」を「第二条の三」に改め、同条第二項中「及び第三条の二」を「から第三条の三まで」に改める。
 别表第一の三の次に次の二表を加える。

別表第一の四

昭和四十五年五月八日 衆議院会議録第二十五号

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一案

昭和四十五年五月八日 衆議院会議録第二十五号

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外一案

一〇八〇

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定俸給の額が一二、四五〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・〇八七五を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の三の次に次の一表を加える。

別表第一の四の下欄に掲げる仮定俸給

第二条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「第八項」を「第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項又は同法附則第二十四条の三第三項」に、「同条第四項第一号」を「同法附則第二十四条第四項第一号」に改め、同号ハ中「第二十四条の三、第四十一条第一項」を「第二十四条の三第一項」に改める。

附則第十一項第三号中「引き続いているもの」の下に（昭和十九年四月三十日において旧南洋厅に勤務していた者で、旧南洋厅の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していた期間を含む。）

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

理

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（荒船清十郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長毛利公平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○毛利松平君　ただいま議題となりました共済年金改定関係の二法律案につきまして、大蔵委員会

別表第四の三の次に次の**一表**を加える。

障害の等級	年金額
一級	五〇六、〇〇〇円

アーメッド・エル・カドリ
スペインのために
エミリオ・デ・バラシオス

エストニアのために
エティオビアのために
グエタチオウ

J・ライドナー
A・タスファエ

ブラタ ヘロウイ・ヘロウイ
O・エンケル

フィンランドのために
J・ポールリボンクール

ギリシャのために
ヴァシリ・デンドラミス

フランスのために
D・ヴァホブーロス

ギリシャのために
ハンガリーのために

J・ダウテ・ファン・トローストワイト
W・フエリン

オランダのために
W・ダウデ・ファン・トローストワイト

オランダのために
D・D・モラフスキ

オランダのために
A・M・バルトロメウ・フェレイラ

オランダのために
A・M・バント・コシュタ・レーメ

オランダのために
C・パラ・ペレス

オランダのために
N・P・コムネネ

オランダのために
T・ドゥミトレスク

オランダのために
松田道一

オランダのために
陸軍大佐 ハルトマニス

オランダのために
リスニアのために
ドクトル ツアウニウス

ルクセンブルグのために
Ch・G・ヴェルメール

ニカラグアのために
A・ソティーレ

ノールウェーのために
クリスティアン・L・ランゲ

パナマのために
エドモント・ミューラー

セルブ・クロアート・スロヴェニアス王国のために
ローナー

エイナール・ヘニングス
オランダのために

将軍 カラファトザイワチ
海軍中佐 マリアセヴィツチ

ペルシャのために
ドクトル ヴェヴェルカ・フェルディナン

トルコのために
M・テザフィク

トルコのために
ウルグアイのために
エンリケ・E・ブエロ

トルコのために
C・パラ・ペレス

トルコのために
A・M・モラフスキ

トルコのために
D・D・モラフスキ

トルコのために
D・M・モラフスキ

トルコのために
G・D・モラフスキ

トルコのために
H・D・モラフスキ

トルコのために
J・ダウテ・ファン・トローストワイト

トルコのために
J・グスター・ヴォ・ゲレーロ

トルコのために
M・C・ウイブン

トルコのために
スウェーデンのために

エイナール・ヘニングス
オランダのために
スイスのために
批准を条件として
ローナー

エドモント・ミューラー
ローナー

エドモント・ミューラー
ローナー

セルブ・クロアート・スロヴェニアス王国のために
エドモント・ミューラー

セルブ・クロアート・スロヴェニアス王国のために
エドモント・ミューラー

御報告申し上げます。

一九二五年五月、ジュネーブで開催された兵器、弾薬及び軍用器材の国際取引取締会議において、毒ガス兵器の使用を禁止せよとの主張が生じたため、毒ガス兵器禁止に関する議定書案の審議

が行なわれました結果、一九二五年六月十七日に本議定書が採択され、わが国は、同日これに署名を行なっております。

本議定書のおもな内容を申し上げますと、締約国は、すでに塗息性ガス、毒性ガス、またはこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質または考案を戦争に使用することを禁止

する他の諸条約の当事国となつていい限り、この禁制を受諾すること、及び細菌学的戦争手段の使用についても同様の禁制を受諾すること等を規定しております。

本議定書は、四月六日に外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長田中榮一君。

[報告書は本号末尾に掲載]

(号外)

かくて、五月七日、質疑を終了し、採決を行ないましたところ、本案件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

す。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

右
恩給法等の一部を改正する法律案
昭和四十五年三月九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「二十四万円」を「十六万円」に、「百二十万円」を「百三十万円」に、「百六十八万円」を「百八十一万円」に、「百四十四万円」を「百五十六万円」に、「二百十六万円」を「三百三十四万円」に、「一百八十八万円」を「三百十二万円」に改める。

別表第一号表中「四三六、〇〇〇円」を「五〇六、〇〇〇円」に、「三五三、〇〇〇円」を「四一〇、〇〇〇円」に、「二八三、〇〇〇円」を「三一九、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一四八、〇〇〇円」に、「一大六、〇〇〇円」を「一九一、〇〇〇円」に、「一一六、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四六三、〇〇〇円」を「五三七、〇〇〇円」に、「三八四、〇〇〇円」を「四四

すなわち、この際、内閣提出、恩給法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒船清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

恩給法等の一部を改正する法律案を議題といった

します。

恩給法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

六、〇〇〇円」に、「三三九、〇〇〇円」を「三八二、〇〇〇円」に、「二七一、〇〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「二二七、〇〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び第五号表を次のように改める。

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
一、〇〇一、八〇〇円以上ノモノ	一一・〇割
九二一、一〇〇円ヲ超エ一、〇〇一、八〇〇円未満ノモノ	一一一・八割
八八一、六〇〇円ヲ超エ九二一、一〇〇円以下ノモノ	一二・五割
八四九、六〇〇円ヲ超エ八八一、六〇〇円以下ノモノ	一二・八割
五九四、四〇〇円ヲ超エ八四九、六〇〇円以下ノモノ	一二・〇割
五六六、二〇〇円ヲ超エ五九四、四〇〇円以下ノモノ	一五・五割
五〇九、三〇〇円ヲ超エ五六六、二〇〇円以下ノモノ	二六・一割
四一四、〇〇〇円ヲ超エ五〇九、三〇〇円以下ノモノ	二六・九割
三九七、九〇〇円ヲ超エ四一四、〇〇〇円以下ノモノ	二七・四割
三七一、二〇〇円ヲ超エ三九七、九〇〇円以下ノモノ	二七・八割
三六〇、六〇〇円ヲ超エ三〇六、八〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
三四九、六〇〇円ヲ超エ三六〇、六〇〇円以下ノモノ	二九・三割
三〇六、八〇〇円ヲ超エ三四九、六〇〇円以下ノモノ	二九・八割
三七一、〇〇〇円ヲ超エ三〇六、八〇〇円以下ノモノ	三〇・二割
二六一、一〇〇円ヲ超エ二七一、〇〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
二五四、一〇〇円ヲ超エ二六一、一〇〇円以下ノモノ	三一・九割
二四八、二〇〇円ヲ超エ二五四、一〇〇円以下ノモノ	三一・七割
二四一、一〇〇円ヲ超エ二四八、二〇〇円以下ノモノ	三一・〇割
二三三、六〇〇円ヲ超エ二四一、一〇〇円以下ノモノ	三三・四割
二二三、三〇〇円ヲ超エ二三三、六〇〇円以下ノモノ	三三・五割
二二三、三〇〇円以下ノモノ	三五・一割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ一五七、一二五円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ一五七、一二五円(退職當時ノ俸給年額ガ二〇四、五〇〇円未満ナルトキハ一五七、一二五円ニ)〇四、五〇〇円ニ対スル退職當時ノ俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
一、〇〇一、八〇〇円以上ノモノ	一七・三割
九二一、一〇〇円ヲ超エ一、〇〇一、八〇〇円未満ノモノ	一七・八割
八八一、六〇〇円ヲ超エ九二一、一〇〇円以下ノモノ	一八・〇割

八四九、六〇〇円ヲ超エハ八一、六〇〇円以下ノモノ 五九四、四〇〇円ヲ超エハ四九、六〇〇円以下ノモノ 五〇九、三〇〇円ヲ超エ五九四、四〇〇円以下ノモノ 四八三、〇〇〇円ヲ超エ五〇九、三〇〇円以下ノモノ 三九七、九〇〇円ヲ超エ四八三、〇〇〇円以下ノモノ 三七一、二〇〇円ヲ超エ三九七、九〇〇円以下ノモノ 三四九、六〇〇円ヲ超エ三七一、二〇〇円以下ノモノ 三二八、〇〇〇円ヲ超エ三四九、六〇〇円以下ノモノ 三〇六、八〇〇円ヲ超エ三三八、〇〇〇円以下ノモノ 二九七、〇〇〇円ヲ超エ三〇六、八〇〇円以下ノモノ 二七九、四〇〇円ヲ超エ二九七、〇〇〇円以下ノモノ 二四八、二〇〇円ヲ超エ二七九、四〇〇円以下ノモノ 二四一、一〇〇円ヲ超エ二四八、二〇〇円以下ノモノ 二三二、六〇〇円ヲ超エ二四二、一〇〇円以下ノモノ 二二三、三〇〇円ヲ超エ二三二、六〇〇円以下ノモノ 二三三、三〇〇円以下ノモノ 右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ一一七、九二九円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ一一七、九二九円(退職當時ノ俸給年額ガ二〇四、五〇〇円未満ナルトキハ一一七、九二九円ニ二〇四、五〇〇円ニ対スル退職當時ノ俸給年額 ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス	一八・二割 一八・八割 一九・五割 二〇・二割 二〇・四割 二〇・九割 二一・〇割 二二・四割 二二・七割 二三・七割 二三・〇割 二三・七割 二三・九割 二四・三割 二四・九割 二五・八割 二六・四割
--	---

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条第八項中「及び前三項」を「並びに第五項から第七項まで及び附則第二十四条の二

三第二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同

条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として昭和二十年九月二日から引き続き政令で定める地域にあつた者で、前項に規定する在職期間と同様すべき在職期間を有するものの旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年を計算する場合においては、当該在職期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四条の三に次の二項を加える。
2 前項の規定により拘禁前の公務員としての在職年に加えられることとなる年月数中に海外において拘禁された期間がある場合(同項ただし書に規定する場合を除く。)における在職年の計算について、同項の規定により計算された在職年に、当該海外において拘禁された期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

3 前項の規定により在職年の計算に關して加えられることとなる年月数は、普通恩給の年額の計算については、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属にあつては附則第二十四条第四項第三号に規定する

加算年の年月数と、旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)にあつては旧勅令第六十八号第二条第二項に規定する加算年の年月数とみなす。

附則第二十四条の六及び第二十四条の七中「第七項」を「第八項」に改める。

附則第二十四条の八第一項中「附則第二十四条第八項」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二号)による改正前の附則第二十四条第八項」に改める。

附則第二十四条の九を附則第二十四条の十とし、附則第二十四条の八の次に次の二条を加える。

第二十四条の九 附則第二十四条の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則第二十四条第七項及び第八項の規定、同条第九項の規定(同条第七項及び附則第二十四条の三第二項に係る部分に限る。)若しくは附則第二十四条の三第二項及び第三項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれららの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十五年十月一日」と読み替えるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十五年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和二十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十五年十月から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「公務員又は公務員に準ずる者」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の八」を「第二十四条の九」に、「第二十四条の九」を「第二十四条の十」に改める。

附則第四十一条の二の次に次の二条を加える。
(旧国際電気通信株式会社の社員期間のある者についての特例)
第四十一条の三 昭和十九年四月三十日において旧南洋厅に勤務していた公務員で、旧南洋厅の電気通信業務が旧国際電気通信株式会社に引き継がれることに伴い、引き続き当該会社の社員(当該会社の職制による社員(準社員を除く。)をいう。以下同じ。)となつたもの(国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律(昭和十二年法律第百五十一号)第一条第一項に規定する者を除く。)に係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算について、当該旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間を加えたものによる。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十五年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「当該最短恩給年限に達することとなるもののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「当該最短恩給年限

に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十五年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月一日起る」は「昭和四十五年十月一日」と読み替へる。

3 附則第二十四条の第四第三項の規定は、公務員としての在職年（旧国際電気通信株式会社の社員となる前の公務員としての在職年を除く。）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大將	一、五三九、八〇〇円
中將	一、二八八、一〇〇円
少將	一、〇〇二、八〇〇円
大佐	八四九、六〇〇円
中佐	八〇一、一〇〇円
少佐	六三〇、三〇〇円
大尉	五〇九、三〇〇円
中尉	三九七、九〇〇円
少尉	三四九、六〇〇円
准士官	三〇六、八〇〇円
曹長又は上等兵曹	二五四、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹	二四一、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	二三三、六〇〇円
兵	二〇四、五〇〇円
備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。	
附則別表第三(イ)中	
三五・一割	率
三六・九割	二二・六割
三八・七割	二三・四割
四三・二割	二五・二割
を	二六・一割
三一・七割	二三・〇割
三七・四割	二五・〇割
三九・四割	二七・九割
四一・三割	二九・七割
四六・一割	二六・九割
に改める。	

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(向中)		率	一六・三割	一七・六割	一八・九割	一九・六割	二〇・九割	二一・二割	二二・五割
割	割	割	割	割	割	割	割	割	割
一一〇・四割	一一一・二割	二四・二割	二五・九割	二九・六割	三一・〇割	三四・六割	一七・三割	一七・六割	一八・九割
一一〇・九割	一一一・四割	二三・八割	二八・一割	二九・六割	三一・〇割	三四・六割	一七・三割	一七・六割	一八・九割
附則別表第四中「八七、〇〇〇円」を「一〇一、〇〇〇円」に改める。	附則別表第五中「一二九、〇〇〇円」を「一一七、〇〇〇円」に、「八三、〇〇〇円」を「九六、〇〇〇円」に、「六五、〇〇〇円」を「七六、〇〇〇円」に、「五七、〇〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に改める。	附則別表第六を次のように改める。							
附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六	附則別表第六
仮定俸給年額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
一、五三九、八〇〇円	一、五九六、六〇〇円	一、二八八、一〇〇円	一、三一六、四〇〇円	一、〇〇一、八〇〇円	一、〇二八、一〇〇円	八四九、六〇〇円	八八一、六〇〇円	八〇一、一〇〇円	八四一、五〇〇円
六三〇、三〇〇円	六五三、八〇〇円	五〇九、三〇〇円	五五一、六〇〇円	三九七、九〇〇円	四三五、五〇〇円	三四九、六〇〇円	三七一、二〇〇円	三〇六、八〇〇円	三四一、四〇〇円
一五四、一〇〇円	一七九、四〇〇円	一四一、一〇〇円	一六一、一〇〇円	一一一、六〇〇円	一五四、一〇〇円	一一〇四、五〇〇円	一一三一、六〇〇円	一一〇四、五〇〇円	一一三一、六〇〇円

部を次のように改正する。

第二条第三項中「十分の六」を「十分の七・五」に改める。

別表中	率	二・七割	二・四・二割	一七・〇割	一七・六割	一八・八割	一九・七割	二三・四割
二三・二割	率	二四・二割	二五・九割	二九・六割	三一・〇割	三四・六割	一三・六割	一五・三割
二三・一割	率	二五・九割	二九・六割	三一・〇割	三四・六割	一三・六割	一八・三割	一八・九割
二八・一割	率	二九・六割	三一・〇割	三四・六割	一三・六割	一五・三割	一八・三割	一八・九割
二一〇・三割	率	三一・〇割	三四・六割	一三・六割	一五・三割	一八・三割	一八・九割	一八・九割

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

付山第八卷第二項七九のよう二文うる。

2 前項に規定する普通恩給又は扶助料で、七十歳以上の者又は七十歳未満の扶助料を受ける妻若

しきは子に係るもの、昭和四十五年十月分以降の年額に関する同項の規定の適用については、同項中「九万六千円」とあるのは「十二万円」で、「四万八千円」とあるのは「六万円」とする。

昭和四十五年九月三十日以前に給与事由の生じた第二項に規定する普通恩給又は扶助料の同年

同月分までの年額については、なお従前の例による。
附則第八条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、前条第一項に規定する者については適用しない。

第五条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第四項及び第五項中「十四万四千八百円」を「十六万七千三百円」に改める。

(施行期日)

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律五百五十五号）以下「法律五百五十五号」という。）第十一条第一項に

規定する旧軍人（以下「旧軍人」という。）を除く。以下同じ。若しくは公務員に準ずる者（法律第

又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十五年十月分以降、その

年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。

の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当

時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出
して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」とい
う。）附則第二条第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸
給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみな
し、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第八十二号附則第二条第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎と
なつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給
年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

前項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職（在職中死亡）の場合の死亡を含む。次条におい
て同じ。したがふるに公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、恩給法等の一部を改正す
る法律（昭和四十四年法律第九十一号。以下「法律第九十一号」という。）附則第二条第二項又は第
三条の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額
の改定について準用する。

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺
族として普通恩給又は扶助料を受ける者（前条第二項に規定する者を除く。）については、昭和四十
五年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給与に関する法
令（以下「旧給与法令」という。）がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これ
らの者が旧給与法令の規定により受けるべきであった普通恩給又は扶助料について法律第八十二号
附則第二条第一号、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）附則第二条第
一項第一号、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号）附則第二条第一項第
一号及び法律第九十一号附則第二条第一項第一号の規定を適用したとした場合における恩給の年額
の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸
給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た
年額に改定する。

2 昭和四十五年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和四十五年九月三十日において現に傷病年金を受けていた者については、同年十月分以後、その年額（法律第百五十五号附則第三条の規定により同法による改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定の例によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第百五十五号附則第二条の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十五号附則第一号）附則第二条の規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。

2 昭和四十五年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(旧軍人等の恩給年額等の改定)

第八条 昭和四十五年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、同年十月分以後、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額（普通恩給又は扶助料でその基礎在職年に算入されている実在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものについては、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則別表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第九条 昭和四十五年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者については、同年十月分以後、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

昭和四十五年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により扶助料を受けている者については、同年十月分以後、その年額を、改正後の同法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(法律第百五十五号附則第四十一条の改正等に伴う経過措置)

第十条 昭和四十五年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けていた者で、改正後の法律第百五十五号附則第四十一条又は第四十二条の三の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、同年十月分以後、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(教育職員の勤続在職年についての加給に関する特例)

第十一条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。）による改正前の恩給法第六十二条第三項に規定する学校（以下「第三項の学校」という。）の教育職員（教育職員とみなされる者を含む。以下同じ。）が引き続き教育事務に従事する文官若しくは文官とみなされる者は第三項の学校以外の学校の教育職員となり、さらに引き続き第三項の学校の教育職員となつた場合又は同条第四項に規定する学校（以下「第四項の学校」という。）の教育職員が引き続き教育事務に従事する文官若しくは文官とみなされる者若しくは第四項の学校以外の学校の教育職員となり、さらに引き続き第四項の学校の教育職員としての在職年又は第四項の学校の教育職員としての在職年をそれぞれ勤続するものとの教育職員としての在職年又は第四項の学校の教育職員としての在職年をそれぞれ勤続するものと

みなして同条第三項若しくは第四項、法律第百五十五号による改正前の法律第八十七号附則第十項又は法律第百五十五号附則第三十九条の規定を適用したとしたならば、これらの規定により勤続在職年についての加給が附せられるべきであつた普通恩給については、これらの規定により勤続在職年についての加給が附せられるべきとする。

2 昭和四十五年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けていた者で、前項の規定に係るものについては、同年十月分以後、その年額を、改正後の恩給法、改正後の法律第百五十五号附則及び同項の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(琉球諸島民政府職員に係る仮定俸給年額の特例)

第十二条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）第四条第三項の規定により恩給の年額の計算の基礎となる俸給の年額を計算することとされている普通恩給又は扶助料を受ける者に対する附則第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額の三段階上位の仮定俸給年額」とする。

(職権改定)

第十三条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条、第十条及び第十二条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

第十四条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 改正後の国民年金法第六十五条第四項及び第五項（同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十五年十月以降の月分の障害福祉年金・母子福祉年金・准母子福祉年金及び老齢福祉年金について適用し、同年九月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつていている俸給年額	仮定俸給年額
一四九、四〇〇円	一六一、五〇〇円
一五三、五〇〇円	一六六、九〇〇円
一五七、一〇〇円	一七〇、八〇〇円
一六一、一〇〇円	一七六、四〇〇円
一六五、二〇〇円	一七九、七〇〇円
一七一、〇〇〇円	一八六、〇〇〇円
一七九、三〇〇円	一九五、〇〇〇円
一八八、〇〇〇円	二〇四、五〇〇円

昭和四十五年五月八日 衆議院会議録第二十五号 国庫法等の一部を改正する法律案

一〇八八

一九六、五〇〇円	二一三、七〇〇円	四六八、三〇〇円	五〇九、三〇〇円
二〇五、三〇〇円	二二三、三〇〇円	四九四、三〇〇円	五三七、六〇〇円
一一三、九〇〇円	二二一、六〇〇円	五〇七、二〇〇円	五五一、六〇〇円
一一一、六〇〇円	二四一、一〇〇円	五四六、六〇〇円	五六六、二〇〇円
一三八、二〇〇円	二四八、二〇〇円	五四六、六〇〇円	五九四、四〇〇円
一三三、七〇〇円	二五四、一〇〇円	五七二、八〇〇円	六三一、九〇〇円
一四〇、一〇〇円	二六一、一〇〇円	五七九、六〇〇円	六三〇、三〇〇円
一四九、二〇〇円	二七一、〇〇〇円	六〇一、二〇〇円	六五三、八〇〇円
一五六、九〇〇円	二七九、四〇〇円	六三一、九〇〇円	六八七、二〇〇円
一六四、三〇〇円	二八七、四〇〇円	六六一、三〇〇円	七一〇、三〇〇円
一七三、一〇〇円	二九七、〇〇〇円	六八一、一〇〇円	七四〇、七〇〇円
一八一、一〇〇円	三〇六、八〇〇円	六九九、五〇〇円	七六〇、七〇〇円
一九一、八〇〇円	三一七、三〇〇円	七三六、六〇〇円	八〇一、一〇〇円
二〇一、六〇〇円	三三八、〇〇〇円	七八一、二〇〇円	八四九、六〇〇円
二二三、九〇〇円	三四一、四〇〇円	七七三、八〇〇円	八八一、六〇〇円
二二一、五〇〇円	三四九、六〇〇円	八一〇、七〇〇円	八八一、六〇〇円
二二一、六〇〇円	三六〇、六〇〇円	八四七、九〇〇円	九二一、一〇〇円
二四一、三〇〇円	三七一、二〇〇円	八八五、二〇〇円	九六一、八〇〇円
二六〇、八〇〇円	三九二、四〇〇円	九二一、一〇〇円	一〇〇一、八〇〇円
二六五、九〇〇円	三九七、九〇〇円	九四五、四〇〇円	一〇二八、一〇〇円
二八〇、七〇〇円	四一四、〇〇〇円	九七〇、三〇〇円	一〇五五、二〇〇円
二九〇、五〇〇円	四三五、五〇〇円	一〇一八、二〇〇円	一〇七、三〇〇円
二二一、四〇〇円	四五九、四〇〇円	一〇六六、六〇〇円	一五九、九〇〇円
二三三、五〇〇円	四七一、四〇〇円	一〇九〇、九〇〇円	一八六、四〇〇円
二四四、一〇〇円	四八三、〇〇〇円	一一一四、五〇〇円	一二二、〇〇〇円
四五九、五〇〇円	一六一、五〇〇円	一六四、一〇〇円	二六四、一〇〇円
四九九、七〇〇円			

附則別表第一

一、一八四、五〇〇円	一、二八八、二〇〇円
一、一一〇、五〇〇円	一、三一六、四〇〇円
一、一五八、六〇〇円	一、三六八、七〇〇円
一、三一〇、九〇〇円	一、四二五、六〇〇円
一、三三七、八〇〇円	一、四五四、九〇〇円
一、三六三、三〇〇円	一、四八二、六〇〇円
一、三九〇、一〇〇円	一、五一、七〇〇円
一、四五五、九〇〇円	一、五三九、八〇〇円
一、四六八、一〇〇円	一、五九六、六〇〇円
一、五二〇、四〇〇円	一、六五三、四〇〇円
一、五四六、二〇〇円	一、六八一、五〇〇円
一、五七二、八〇〇円	一、七一〇、四〇〇円
<p>(イ) 秘書官又はその 遺族の恩給以外の 恩給</p>	
一、三七〇、四〇〇円	一、四一三、二〇〇円
一、四四〇、一〇〇円	一、五四七、七〇〇円
一、四五二、一〇〇円	一、六三三、三〇〇円
一、八一九、一〇〇円	一、八八一、八〇〇円
一、九五二、一〇〇円	一、九七八、三〇〇円
一、四四〇、二〇〇円	一、一三三、〇〇円
一、三一三、三〇〇円	一、四二八、二〇〇円

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸 給年額	附定俸給年額
三二一、六〇〇円	三四九、七〇〇円
三四一、四〇〇円	三七一、三〇〇円
三六一、三〇〇円	三九二、九〇〇円
四〇〇、四〇〇円	四三五、四〇〇円
四二一、七〇〇円	四五八、六〇〇円
四六九、七〇〇円	五一〇、八〇〇円
五一六、一〇〇円	五六一、三〇〇円
五七二、七〇〇円	六二二、八〇〇円
五九一、七〇〇円	六四三、五〇〇円
六六四、五〇〇円	七二二、六〇〇円
七二一、七〇〇円	七七四、〇〇〇円
八〇九、一〇〇円	八七九、九〇〇円
八八〇、四〇〇円	九五七、一〇〇円
九八六、四〇〇円	九七五、七〇〇円
八〇九、一〇〇円	一、〇五六、二〇〇円
八九七、二〇〇円	一、一七八、二〇〇円
九七一、二〇〇円	一、〇八三、四〇〇円

(イ)
秘書官又はその
遺族の恩給

とするものでありまして、その内容は、民事訴訟及び刑事訴訟における証人等の日当を千六百円に、鑑定人等の日当を千四百円とし、また証人、鑑定人等の宿泊料を特別区の存する地等においては二千七百円、その他の地においては二千三百円、車賃を十三円に改めようとするものであります。

当委員会におきましては、三月二十四日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、本日、質疑を終了、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○副議長(荒松清十郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

農林物資規格法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、農林物資規格法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(荒松清十郎君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(荒松清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

農林物資規格法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

農林物資規格法の一部を改正する法律案

右

昭和四十五年三月十六日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

2 調査会は、農林大臣の諮問に応じ、日本農林規格の制定及び普及、農林物資の品質に関する重

要事項を調査審議する。

3 調査会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣に意見を述べることができる。

第四条第一項中「五十人」を「十人」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 委員は学識経験のある者のうちから、専門委員は國務行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、それぞれ農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第六条 前三条に規定するもののほか、調査会の組織及び運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第七条を削る。

第八条に次の二項を加える。

3 農林大臣は、需要者がその購入に際し容易にその品質を識別することができると認められる農林物資について、第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならないことができる。

4 農林大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、調査会の意見をきかなければならぬ。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を削る。

第十五条第四項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第九条とし、第十二条から第十四条までを二条ずつ繰り上げる。

第十五条第四項中「前二项」を「前各項」に、

「外」を「ほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、

第三条第一項として次の二項を加え、同条を第十

本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格の案について、公聴会を開いて利害關係人の意見をきくことができる。

第十六条の見出しを「(格付けの表示)」に改め、

同条第二項中「規格証票」を「格付けの表示」に、「により表示されたもの」を「による表示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「条例で定めるところにより」の下に「省令で定める格付けの方法に従い」を加え、「により格付を行つた」を「による格付けを行なつた」に、「格付をした」とを示す証票(以下「規格証票」という。)を「格付けをしたことを示す特別な表示(以下「格付けの表示」という。)」に、「省令で定めるところにより」を「当該省令で定める格付けの方法に従い」に改め、同項の次に次の二項を加える。

2 農林省の機関、都道府県又は登録格付機関は、日本農林規格による農林物資の格付けを円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林大臣の承認を受けて、その格付けに關する業務のうち日本農林規格に適合するかどうかの判定その他の省令で定める業務以外のものは当該農林物資の製造若しくは加工(調整又は選別を含む。以下同じ。)を業とする者(以下「製造業者」という。)に行なわせ、又はその行なう判定の結果に基づいて当該農林物資の製造業者に当該農林物資若しくはその包装若しくは容器に格付けの表示を附させることができる。

第十六条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十五条 前条第二項の規定に基づき格付けの表示を附することができる農林物資の製造業者で農林大臣の認定を受けたものは、その表示を能率的に行なうため特に必要があるときは、同条第一項の規定による格付け前に、当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付けの表示を附しておくことができる。

2 前項の規定により当該物資又はその包装若し

を求め、又はその職員に、登録格付機関の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十四条第二項の規定に基づき格付けに関する業務の一部を行ない、若しくは格付けの表示を附する製造業者若しくは第十九条の三第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者若しくは販売業者に対し、その格付け（格付けの表示を含む。以下この項において同じ。）若しくは品質に関する表示に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、店舗、事務所若しくは倉庫その他の場合に立ち入り、格付け若しくは品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを見示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農林大臣に対する申出)

第二十一条 何人も、次に掲げる場合には、省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付けの表示を附された農林物資が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めること。

2 農林大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九条の二から第十九条の四までに規定する措置その他の適切

な措置をとらなければならない。

第二十二条を削る。

第二十三条の見出し中「食品衛生法」を「食品衛生法等」に改め、同条中「食品衛生法（昭和十二年法律第二百三十三号）」の下に「又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第一百二十四号）」を加え、同条を第二十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(権限の委任)

第二十三条 この法律に規定する農林大臣の権限

は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長又は都道府県知事に委任することができる。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を同条第四号とし、同条第二号中「第十八条第一項又は第三項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第十三条」を「第十一条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 第十五条第二項又は第三項の規定に違反した者

同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第十四条」を「第十二条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 第十四条第二項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで、製造業者に格付けに関する業務を行なわせ、又は格付けの表示を附させたとき。

第三十二条の二を次のように改める。

二 第十四条第二項の規定による報告をせず、

五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反した者

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の規定による罰金に処する。

二 第二十条第二項の規定による報告をせず、

五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反した者

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の規定による罰金に処する。

二 第二十四条の三を次のように改める。

二 第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、

第五条の規定による罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反した者

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の規定による罰金に処する。

二 第二十条第二項の規定による報告をせず、

五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反した者

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の規定による罰金に処する。

二 第二十四条の三を次のように改める。

二 第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、

第五条の規定による罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反した者

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の規定による罰金に処する。

二 第二十条第二項の規定による報告をせず、

五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の三第一項の規定に違反した者

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

の規定による罰金に処する。

二 第二十四条の三 次の各号の一に該当する者は、

第五条の規定による罰金に処する。

六項に改め、同条第三号及び第四号を次のよう

に改める。

三 第十九条の二の規定による格付けの表示の

除去又はまつ消の命令に違反したとき。

四 第二十条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第二十条第一項及び第二項の規定にか

かわらず、この法律の施行の日から起算して一

年を経過するまでの間は、なお従前の例によ

る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を

こえない範囲内において政令で定める日から施

行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に改正前の農林物資規

格法（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定

により制定されている日本農林規格は、改正後

の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に開

する法律（以下「新法」という。）第七条第一項の

規定により制定された日本農林規格とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第十六条第一項の規

定により附した規格証票は、新法第十九条又は

第二十一条の規定の適用については、格付けの

表示とみなす。

4 この法律の施行の日から起算して一年を経過

するまでの間は、都道府県は、新法第十四条第

一項の規定にかかるらず、この法律の施行の際

現に条例で定められている格付けの方法に従

い、農林物資について日本農林規格による格付

けを行ない、当該農林物資又はその包装若しく

は容器に格付けの表示を附することができる。

5 前項の規定により格付けを行なう都道府県に

ついての新法第十八条第二項の規定の適用につ

いては、同項中「第十四条第一項」とあるのは、

「農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項」とする。

6 この法律の施行の際現に旧法第十七条第二項

の規定により農林大臣の登録を受けている法人

は、新法第十六条第二項の規定により農林大臣の登録を受けた登録格付機関とみなす。

7 前項の規定により登録格付機関とみなされた法人についての登録の取消し及び日本農林規格により行なう格付けの停止の命令については、新法第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかるらず、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間は、なお従前の例によ

る。

8 前六項に規定するもののほか、この法律の施

行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によ

てした処分、手続その他の行為は、新法又は新

法に基づく命令の相当規定によつてしたものと

みなす。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

10 農林省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

11 (工業標準化法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

12 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

13 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

14 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

15 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

16 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

17 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

18 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

19 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

20 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

21 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

22 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

23 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

24 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

25 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

26 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

27 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

28 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

29 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

30 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

31 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

32 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

33 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

34 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

35 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

36 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

十五年法律第

号）附則第四項

による改正する。

37 (農林物資規格法の一部改正)

農林物資規格法の一部を改正する法律（昭和四

〔草野一郎平君登壇〕

昭和四十五年四月二十四日

法(昭和二十五年法律第百七十五号)による農林物資を農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)による農林物資に改める。

(農産物検査法の一部改正)

農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改定する。

第六条第一項中「農林物資規格法」を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改める。

理由

最近における加工食品等の生産及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、一定の農林物資について品質に関する適正な表示を行なわせるための措置を定めることとに、日本農林規格を制定する対象範囲を拡大し、及び日本農林規格による格付けの効率化を図る等所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(荒船清十郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長草野一郎平君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○草野一郎平君 ただいま議題となりました内閣提出、農林物資規格法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における加工食品等の生産及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、日本農林規格を制定する対象範囲を輸入品にまで拡大するようし、一定の農林物資について品質の適正な表示を行なわせるための措置を定めるとともに、日本農林規格による格付けの効率化をはかる方途を講じようとするものであります。

本案は、第六十一回国会に提出され審査未了となつた法案と同一内容のものであります。

本案につきましては、去る三月十六日提出、同日本委員会に付託となり、五月七日政府より提案理由の説明を聽取し、二回にわたり慎重な審査を行ない、本日、質疑を終了、公明党が反対討論を行ない、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には、統一的食品規制制度を検討すべきである等、六項目の附帯決議が全会一致をもつて付されました。

号外 報 告

衆議院議長 舟田 中殿
参議院議長 重宗 雄二

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

○副議長(荒船清十郎君) 起立多数。よって、本

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○副議長(荒船清十郎君) 調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

○橋口隆君 登壇

○橋口隆君 ただいま議題となりました国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案につきま

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

して、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行国土調査促進特別措置法は、昭和三十七年制定され、国土調査事業十カ年計画に基づいて、国土調査事業の促進がはかられてまいったのであります。昨年五月新全国総合開発計画が策定されたことにより、新たな観点に立って国土調査を実施することが必要となつたのであります。

本案は、かかる実情にかんがみ、国土開発の基礎となる国土調査事業の充実強化をはからうとするものであります。その内容の第一は、現在実施中の国土調査事業計画にかゝりて、新たに昭和四十五年度を初年度とする十カ年計画を策定すること。

第二は、国土調査事業十カ年計画の対象事業として、都道府県が行なう土地分類基本調査並びに土地改良区等が行なう土地分類調査、地籍調査を加えること。

などであります。

本案は、四月二十四日参議院より送付され、同日当委員会に付託、昨七日、佐藤經濟企画庁長官より提案理由の説明を聽取し、引き続き審査を行ない、本日に至り質疑を終了し、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○朗読を省略した議長の報告
(委員会付託及び通知)

一、昨七日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十四年度第三・四半期における国庫の状況

○副議長(荒船清十郎君) 採決いたしました。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
〔副議長(荒船清十郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件
(法律公布表上及び通知)
一、昨七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
港則法の一部を改正する法律
勤労青少年福祉法
(承認を求めるの件送付及び通知)

一、昨七日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めるの件
(報告書受領)
件
一、昨七日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和四十四年度第三・四半期における国庫の状況
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員
辞任 加藤 清二君 楠崎弥之助君
社会労働委員 辞任 藤田 高敏君 大原 亨君
補欠
農林大臣 辞任 増岡 博之君 大橋 武夫君
自治大臣 辞任 羽田 政君 二階堂 進君
國務大臣 辞任 安宅 喜朗君 木村 武雄君
國務大臣 辞任 木村 武雄君 森 喜朗君
國務大臣 佐藤 一郎君 藤田 高敏君
國務大臣 山中 貞則君 森 喜朗君
(予算委員)
辞任 二階堂 進君 羽田 政君
補欠 木村 武雄君 森 喜朗君
細田 吉藏君 羽田 政君

二階堂 進君	田中 正巳君
橋崎弥之助君	加藤 清二君
林 百郎君	谷口善太郎君
田中 正巳君	二階堂 進君
細田 吉藏君	木村 武雄君
議院運営委員	
辞任 谷口善太郎君	補欠 林 百郎君
(特別委員辞任及び補欠選任)	
一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
沖縄及び北方問題に関する特別委員	
辞任 小坂善太郎君	補欠 長谷川 嫄君
中村 寅太君	中山 正暉君
本名 武君	中村 弘海君
山本弥之助君	岡田 利春君
不破 哲三君	林 百郎君
中村 弘海君	本名 武君
中山 正暉君	中村 寅太君
長谷川 嫄君	小坂善太郎君
岡田 利春君	山本弥之助君
林 百郎君	不破 哲三君
(議案提出)	
一、昨七日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。	
心身障害者対策基本法案(社会労働委員長提出)	
在日米軍基地撤去に関する決議案(矢野綱也君)	

外一名提出)

日本安保条約改定に関する決議案(曾祢益君外)

(二名提出)

(議案付託)

船員保険法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法案

消酒製造業の安定に関する特別措置法案

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外六名提出、衆法第三四号)

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

農業者年金基金法案

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国が行なう民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外六名提出)

一、昨七日、参議院送付の次の条約を承認する

(議案通知)

結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

官 報 (号)

め、その年金額を引き上げること。

- (2) 私立学校教職員共済組合が支給する旧私学恩給財團の年金について、昭和四十四年度に実施した年金額改定の際の増額率を三二・%から四三・六%に改め、その年金額を引き上げること。

(二) 老齢者等に係る最低保障額の引上げ

七十歳以上の者に係る退職年金、廃疾年金及び遺族年金並びに妻、子及び孫に係る遺族年金については、その最低保障額を十二万円（遺族年金については六万円）とすること。

2 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国・公立学校の教職員に係る年金の額の引上げに準じて改定する等の措置は、時宜に適するものであると認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度一般会計予算に、二百十八万六千円が計上されている。

右報告する。

官

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

昭和四十四年度における私立学校教職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律

二 議案の可決理由

一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、すみやかに次の事項について検討し、その実現を図るべきである。

一 私立学校教職員共済組合法の適用外にある私立学校の教職員に対し、すみやかに同法適用の道を開くよう所要の措置を講ずること。

二 長期給付に対する費用に対する國の補助率を百分の二十に引き上げるよう努めること。

三 短期給付事業の健全化を図るために必要な対策を講ずること。

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約の実施のため、同条約の規定により機長が引き渡す重罪容疑者の受取り、拘束、予備調査等について所要の措置を定めようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約(以下「条約」という。)第十三条の規定による機長の引き渡す者の受取りは、警察官または入国警備官が行なうものとし、入国警備官が受け取つたときは、これを警察官に引き渡すものとする。

(二) 警察官または入国警備官は、(一)により受け取つた重罪容疑者が当該航空機に再び乗り込むことを防止するため必要があると認められるときは、その行為を制止することができる」ととする。

(三) 警察官は、逃亡犯人引渡法により引渡しの対象となりうる重罪容疑者を七十二時間拘束することができる」とし、また、その期間内であつても、犯人の引渡しの請求がされないことが明らかとなつたときは、これを継続することができない」とする。

(四) 警察官は、条約第十三条に規定する予備調査をするため、重罪容疑者もしくは参考人の取調べ、実況見分または所持品等の提出の請求を行なうことができる」とする。

(五) 警察官は、重罪容疑者につき、その拘束を終了するときは、これを入国警備官に引き渡すこととする。

六 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

二 議案の可決理由

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約の実施のため所要の措置を定めようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年五月七日

衆議院議長 船田 中殿

地方行政委員長 菅 太郎

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四四年に実施した地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずることとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、公務による廃疾年金の最低保障額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 恩給制度の改正に伴う事項

- (1) 地方公務員共済組合が支給する地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)の規定による年金について、昭和四四年一〇月に実施した年金額改定の基礎である給料の増額率七三・七六%を八八・九六%に改め、その額を引き上げる。
- (2) 次に掲げる長期在職老齢者等の年金については、(1)により算定した額が一二万円(廃疾年金については六万円)に満たないときは、恩給の場合に準じて、当該金額をもつて、改定額とする。
- ア 長期在職した七〇歳以上の者が受けける退職年金
- イ 長期在職した者の遺族年金のうち、七〇歳以上の者及び七〇歳未満の妻、子又は孫が受けるもの
- ウ 七〇歳以上の者が受けれる廃疾年金
- (3) 公務による廃疾年金の最低保障額を一級は四八七、一一〇〇円に、二級は三二一五、一一〇〇円に、三級は二二四、二〇〇円に、また、公務による遺族年金の最低保障額を一三五、四八六円にそれぞれ引き上げる。
- (4) 市町村職員共済組合が支給する旧市町村職員共済組合法の規定による年金については、昭和四四年一〇月に実施した年金額改定の基礎である給料の増額率四四・八%を五七・四七%に改め、その額を引き上げる。
- (5) 多額所得停止基準の引上げ、旧日本医療団職員期間の足切り緩和、教育職員の勤続加給要件の緩和、海外拘禁期間等の加算及び旧国際電気通信株式会社員期間の通算について、それぞれ所要の措置を講ずる。
- (6) その他、多額所得停止基準及び在職年通算の改正に伴う経過措置の簡素化並びに旧市町村

職員共済組合法の規定による退職年金等の年額改定を自動的にするための規定の整備を行なう。

2 その他の事項

- (1) 地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金について、昭和四四年一〇月に実施した年金改定の基礎である給料の増額率一・七三七六を一・八八九六四に改めることにより、その額を引き上げる。
- (2) その他関係法令の規定の整備を行なう。

3 施行期日

昭和四五年一〇月一日から施行する。

二 議案の修正議決理由

恩給制度の改正に伴う所要の措置等を講じようとする本案の趣旨は適当と認めるが、団体共済組合に福祉事業制度を創設する等の改善を加える必要を認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり、附帯決議を附すことに決した。

右報告する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中殿

[別紙]

地方行政委員長 菅 太郎

(小字及び
—は修正)

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のよう改正する。

題名を次のように改める。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律

第一条の見出しを「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定」に改め、同条第一項中「次項及び次条第一項」を「次項、次条第一項及び第二条第一項」に改め、同条第六項中「次項及び次条第五項において」を「以下」に改め、同条第九項を削る。

第一条の二に見出しとして「(昭和四十四年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)」を附し、同条第六項を削る。

第二条を次のように改める。

(昭和四十五年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第二条 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、第一条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・三二」とあるのは「一・八八九六四」と、同項第二号中「その仮定給料年額」とあるのは「その仮定給料年額で第一条の二第一項の規定により読み替えたもの額で別表第一の四の上欄に掲げる仮定給料年額」と、同項第三号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で第一条の二第二項の規定により読み替えたもの額で別表第二の四の上欄に掲げる仮定給料」と読み替えたものとす。

2 次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第三項後段及び前条第二項ただし書の規定を準用する。

一 退職年金又は廃疾年金 十二万円
二 遺族年金 六万円

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(前項第一号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等で昭和四十五年九月三十日において現に支

給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条の見出しとして「(費用の負担)」を附し、同条中「第一条及び第一条の二」を「前二条」に改める。

第三条の二の見出しを「(昭和四十四年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)」に改め、同条第二項中「及び第六項並びに第二条」を削り、「第一条の二第四項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和四十五年度における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第三条の三 地方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「一・七三七六」とあるのは「一・八八九六四」と、同項第二号中「その仮定給料」とあるのは「その仮定給料で別表第一の四の上欄に掲げる仮定給料」と読み替えたものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

2 第二条第二項から第四項までの規定は前項の規定により年金額を改定する場合について、前条第三項の規定は前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。本則に次の二条を加える。

(政令への委任)

第七条 前各条に定めるもののほか、第一条から第三条の三までの規定による年金の額の改定及び前二条に規定する年金の支給等に關して必要な事項は、政令で定める。

附則第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合は、施行法第七条第一号の期間を有する更新組合員等であつてその者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職したので政令で定めるもののこの法律の公布の日から五年以内に給付事由が生じた給付に対する改正後の施行法第二条第二項第二十九号及び第三十号の規定の適用については、同項第二十九号中「政令で定める退職年金条例に係るものについては、恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例に準じ政令で定めるところにより算定した額とする。次号及び第三十一号において同じ。」とあるのは、「当該組合員の退職の一年前の給料の二号給上位(昭和四十二年七月三十日から昭和四十五年七月三十日までに給付事由が生じた給付にあっては、三号給上位)の給料を基礎として算定した額をもととする。第三十一号において同じ。」とする。

附則第十条中「昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」を「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に、「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

別表第一の三の次に次の二表を加える。

昭和四十五年五月八日

衆議院会議録第二十五号 議案に関する報告書

別表第一の四

別表第一の三の仮定給料年額	仮定給料年額
一四九、四〇〇	一六二、五〇〇
一五三、五〇〇	一六六、九〇〇
一五七、一〇〇	一七〇、八〇〇
一六一、一一〇	一七六、四〇〇
一六五、一二〇	一七九、七〇〇
一七一、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一七九、三〇〇	一九五、〇〇〇
一八八、〇〇〇	一〇四、五〇〇
一九六、五〇〇	一一三、七〇〇
二〇五、三〇〇	一一三、三〇〇
二一三、九〇〇	一一三、六〇〇
二二一、六〇〇	一二一、一〇〇
二二八、二〇〇	一二八、一〇〇
二三三、七〇〇	一二四、一〇〇
二四〇、一〇〇	一二四、一〇〇
二四九、二〇〇	一二八、一〇〇
二五六、九〇〇	二五四、一〇〇
二六四、三〇〇	二六一、一〇〇
二七三、一〇〇	二七一、〇〇〇
二八二、一〇〇	二七九、四〇〇
二九一、八〇〇	二八七、四〇〇
三〇一、六〇〇	三〇六、八〇〇
三一三、九〇〇	三一七、三〇〇
三二一、六〇〇	三二八、〇〇〇
三四一、三〇〇	三四一、四〇〇
九四五、四〇〇	三四九、六〇〇
九三二、一〇〇	三六〇、二〇〇
八八五、二〇〇	八四七、九〇〇
九二二、一〇〇	八一〇、七〇〇
一、〇二八、一〇〇	八〇一、八〇〇
九六二、七〇〇	八四一、五〇〇
九三三、二〇〇	八四九、六〇〇
九〇二、八〇〇	八八一、六〇〇
一、〇〇二、八〇〇	九三二、一〇〇
一、〇二八、一〇〇	九六二、七〇〇
三六〇、八〇〇	三九二、四〇〇
三六五、九〇〇	三九七、九〇〇
三八〇、七〇〇	四一四、〇〇〇
四〇〇、五〇〇	四三五、五〇〇
四二二、四〇〇	四五九、四〇〇
四三三、五〇〇	四七一、四〇〇
四四四、一〇〇	四八三、〇〇〇
四五九、五〇〇	四九九、七　〇
四六八、三〇〇	五〇九、三〇〇
四九四、三〇〇	五三七、六〇〇
五〇七、二〇〇	五五一、六〇〇
五二〇、六〇〇	五六六、二〇〇
五四六、六〇〇	五九四、四〇〇
五七二、八〇〇	六三〇、三〇〇
五七九、六〇〇	六五三、八〇〇
六〇一、二〇〇	六八七、二〇〇
六三一、九〇〇	七一〇、三〇〇
六六二、三〇〇	七三〇、七〇〇
六八一、一〇〇	七四〇、七〇〇
六九九、五〇〇	七六〇、七〇〇
七三六、六〇〇	八〇一、一〇〇
七七三、八〇〇	八〇一、一〇〇
七八一、二〇〇	八四一、五〇〇
八一〇、七〇〇	八四九、六〇〇
八四七、九〇〇	八八一、六〇〇
九二二、一〇〇	九三二、一〇〇
九六二、七〇〇	九六二、七〇〇
九〇二、八〇〇	九〇二、八〇〇
一、〇二八、一〇〇	一、〇二八、一〇〇

九七〇、三〇〇	一、〇五五、二〇〇
一、〇一八、二〇〇	一、一〇七、三〇〇
一、〇六六、六〇〇	一、一五九、九〇〇
一、〇九〇、九〇〇	一、一八六、四〇〇
一、一一四、五〇〇	一、一二二、〇〇〇
一、一六一、五〇〇	一、二六四、二〇〇
一、一八四、五〇〇	一、二八八、一〇〇
一、二一〇、五〇〇	一、三一六、四〇〇
一、二五八、六〇〇	一、三六八、七〇〇
一、三一〇、九〇〇	一、四二五、六〇〇
一、三三七、八〇〇	一、四五四、九〇〇
一、三六三、三〇〇	一、四八二、六〇〇
一、三九〇、一〇〇	一、五一、七〇〇
一、四一五、九〇〇	一、五三九、八〇〇
一、四六八、一〇〇	一、五九六、六〇〇
一、五二〇、四〇〇	一、六五三、四〇〇
一、五四六、二〇〇	一、六八一、五〇〇
一、五七二、八〇〇	一、七一〇、四〇〇

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定給料年額が一四九、四〇〇円に満たないときは、その仮定給料年額に一・七三七六分の一・八八九六四を乗じて得た額(その額に、五〇円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五〇円以上一〇〇円未満の端数があるときはこれを一〇〇円に切り上げるものとする)をこの表の仮定給料年額とする。

別表第一の三の次に次の二表を加える。

別表第二の四

別表第二の三の仮定給料	仮 定 給 料
一一、四五〇円	一三、五四〇円
一一、七九〇	一三、九一〇
一三、〇九〇	一四、二三〇
一三、五二〇	一四、七〇〇
一三、七七〇	一四、九八〇
一四、二五〇	一五、五〇〇
一四、九四〇	一六、二五〇
一五、六七〇	一七、〇四〇
一六、三八〇	一七、八一〇
一七、二一〇	一八、六二〇
一七、八三〇	一九、三八〇
一八、五五〇	一九、一八〇
一九、〇一〇	二〇、六八〇
一九、四八〇	二一、一八〇
二〇、〇一〇	二一、七六〇
二一、〇一〇	二二、五八〇
二二、四一〇	二三、二八〇
二三、〇三〇	二三、九五〇
二三、七六〇	二四、七五〇
二三、五一〇	二五、五七〇
二四、三三〇	二六、四四〇
二五、一三〇	二七、三三〇
二六、一六〇	二八、四五〇
二六、七九〇	二九、一三〇
二七、六三〇	三〇、〇五〇
二八、四四〇	三〇、九三〇

一一〇、〇七〇	八〇、八六〇	八七、九三〇
一一一、一六〇	八四、八五〇	九二、二八〇
三四、五〇〇	八八、八八〇	九六、六六〇
三六、二九〇	九〇、九一〇	九八、八七〇
三五、二〇〇	九二、八八〇	一〇一、〇〇〇
三六、一三〇	九六、八八〇	一〇五、三五〇
三七、〇一〇	九八、七一〇	一〇七、三四〇
三八、二九〇	一〇〇、八八〇	一〇九、七〇〇
三九、〇三〇	一〇四、八八〇	一〇九、〇六〇
四一、一九〇	一〇九、二四〇	一一一、二四〇
四二、二七〇	一一一、四八〇	一二一、二四〇
四三、三八〇	一一三、六一〇	一二三、五五〇
四五、五五〇	一一五、八四〇	一二五、九八〇
四七、七三〇	一一七、九九〇	一二八、三三〇
四八、三〇〇	一二三、三四〇	一二三、〇五〇
五〇、一〇〇	一二六、七〇〇	一二七、七八〇
五一、九一〇	一二八、八五〇	一四〇、一三〇
五四、五三〇	一一一、〇七〇	一四一、五三〇
五二、五六〇		
五三、六六〇		
五五、一九〇		
五六、七六〇		
五八、二九〇		
六一、三八〇		
六四、四八〇		
六五、一〇〇		
六七、五六〇		
七一、六六〇		
七三、七七〇		
七六、八四〇		
七八、七八〇		
八〇、二三〇		
八三、五七〇		
八五、六八〇		

備考

年金の額の計算の基礎となつてゐる別表第一の三の仮定給料の額が一二、四五〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・七三七六分の一・八八九六四を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定給料とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方団体関係団体職員の年金制度」を「地方団体関係団体職員の年金制度等」に、「第三節 団体共済組合の給付(第百九十九条第一項の二)」を「第三節 団体共済組合の給付(第百九十九条第一項の二)」に改める。

一一一、七〇〇	八〇、八六〇	八七、九三〇
一一一、一六〇	八四、八五〇	九二、二八〇
三四、五〇〇	八八、八八〇	九六、六六〇
三六、二九〇	九〇、九一〇	九八、八七〇
三五、二〇〇	九二、八八〇	一〇一、〇〇〇
三六、一三〇	九六、八八〇	一〇五、三五〇
三七、〇一〇	九八、七一〇	一〇七、三四〇
三八、二九〇	一〇〇、八八〇	一〇九、七〇〇
三九、〇三〇	一〇四、八八〇	一〇九、〇六〇
四一、一九〇	一〇九、二四〇	一一一、二四〇
四二、二七〇	一一一、四八〇	一二一、二四〇
四三、三八〇	一一三、六一〇	一二三、五五〇
四五、五五〇	一一五、八四〇	一二五、九八〇
四七、七三〇	一一七、九九〇	一二八、三三〇
四八、三〇〇	一二三、三四〇	一二三、〇五〇
五〇、一〇〇	一二六、七〇〇	一二七、七八〇
五一、九一〇	一二八、八五〇	一四〇、一三〇
五四、五三〇	一一一、〇七〇	一四一、五三〇
五二、五六〇		
五三、六六〇		
五五、一九〇		
五六、七六〇		
五八、二九〇		
六一、三八〇		
六六、七六〇		
七〇、一三〇		
七〇、八〇〇		
七三、四七〇		
七六、八四〇		
八〇、二三〇		
八三、五七〇		
八五、六八〇		

第一条第一項中「年金制度」を「年金制度等」に改める。

第二条第一項第五号及び第一百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「第二十五条第一項」を「第二十五条第三項」に改める。

第一百六十二条第二項中「次条」を「第一百六十三条」に改める。

第十二条の章名を次のように改める。

第十二章 地方団体公務員の年金制度等

第十二条第三節の次に次の二節を加える。

第三節の二 団体共済組合の福祉事業

(団体共済組合の福祉事業)

第二百一一条の四 団体共済組合は、団体共済組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行なうことができる。

一 団体共済組合員の保健、保養若しくは宿泊又は療養のための施設の経営

二 団体共済組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

三 団体共済組合員の貯金の受入れ又はその運用

四 団体共済組合員の臨時の支出に対する貸付け

五 団体共済組合員の需要する生活必需物資の供給

六 その他団体共済組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

2 諸項目に規定する事業に要する費用に充てることができる金額は、当該事業年度における団体共済組合員の給料の総額の百分の一に相当する金額の範圍内とする。

第二百三三条第三項に次の一号を加える。

三 福祉事業に要する費用 団体共済組合員百分の五十、団体等百分の五十

第二百三三条第四項第二号中「事務」の下に「(福祉事業に係る事務を除く)」を加える。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の二」を「第五十四条の三」に改める。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十四年法律第九十一号」を「昭和四十五年法律第 号」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

恩給の支給につき恩給に関する法令が改正された場合も、同様とする。
第三条の四 国の旧法の規定による年金の額の改定に關する法令の制定又は改正により國家公務員共済組合が支給する國の旧法の規定による年金の額が改定された場合において、第三条第一項の

規定により市町村職員共済組合が支給する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等を國の旧法の規定による年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該國の旧法の規定による年金の額の改定に關する法令の規定の例による。

第七条第一項第一号中「第四十一条第一項若しくは」を削る。

第十条に次の二号を加える。

七 法律第一百五十五号附則第四十一条の三第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後職員となつたものの当該会社に勤務していいた期間

第十七条に次の二項を加える。

6 恩給に關する法令の改正により第一項又は第三項に規定する恩給法の規定による停止に係る要件が改められたことに伴い、これに相当する退職年金条例の規定が改められた場合における第一項又は第三項の規定の適用については、政令で特別の定めをするものを除き、当該恩給に關する法令の改正規定の例による。

第四十一条中「十二万四百十一円」を「十三万五千四百八十六円」に改める。

第二章第五節中第五十四条の二の次に次の二条を加える。

(恩給に關する法令の改正に係る期間を有する者の特例)

第五十四条の三 恩給に關する法令の改正により新たに恩給が支給され、又は恩給の年額が改定されることとなつたことに伴い、これに相当する退職年金条例の規定が改められた場合において、更新組合員であつた者又はその遺族につき当該恩給に關する法令の改正に係る規定で政令で定めるもの又はこれに相当する退職年金条例の規定及びこの法律の規定を適用するとしたならば、退職年金若しくは遺族年金を新たに支給すべきこととなるとき、又は退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額が増加することとなるときは、当該恩給に關する法令の改正に係る規定による恩給の支給又は年額の改定が開始される月分以後、当該恩給に關する法令の改正に係る規定又はこれに相当する退職年金条例の規定及びこの法律の規定により、その者若しくはその遺族に退職年金若しくは遺族年金を新たに支給し、又はその者若しくはその遺族の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額を、これらの規定を適用して算定した額に改定す。

- 2 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が同一の給付事由につき退職給与金又は一時金である長期給付の支給を受けた者又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。
- 3 前二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者に準ずるものとして政令で定める者の同項に規定する年金について準用する。

第五十七条第二項中「同条第七項の規定により同条」を「同条第八項又は同法附則第二十四条の三第三項の規定により同法附則第二十四条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項第二号中「該当する勤続在職年」の下に「(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第号)附則第十一条第一項の規定の適用を受ける恩給の基礎となるべき在職年を含む。)」を、「これら」の規定の下に「又はその例」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第七十三条第一項中「及び」の下に「第六項並びに」を加える。

第九十五条第二項を次のように改め、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

2 第十七条第二項から第四項まで及び第六項並びに第十九条第一項の規定は、更新組合員に係る警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。

第一百六十二条第一項中「及び」の下に「第六項並びに」を加える。

第一百三十一条第二項第六号中「引き続いているもの」の下に「(昭和十九年四月三十日において旧南洋厅に勤務していた者で、旧南洋厅の電気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継がれたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後國の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間を含む。)」を加える。

別表第一中「四一〇、一一〇円」を「四八七、一〇〇円」に、「一八、一一〇円」を「一一五、一一〇円」に、「一九三、一一〇円」を「一一四、一一〇円」に改める。

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

(退職年金条例の給料年額等の算定の特例に関する経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(次項において「改正後の四十二年改定法」という)附則第五条第一項の規定は、昭和四十二年七月三十一日から適用する。

2 昭和四十二年七月三十一日から昭和四十五年九月三十日までの間に退職した更新組合員(地方公務員等共済組合法の長期給付等に係る者を含む)で改正後の四十二年改定法附則第五条第二項の規定の適用を受けることとなるもの又はその遺族にその期間内に退職年金、減額退職年金、退職一時金若しくは喪葬年金又は退族年金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定を適用した場合における退職年金、減額退職年金、退職一時金若しくは喪葬年金又は退族年金の内払とみなす。

(施行法の改正に伴う経過措置)

第一条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四十一条(同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)及び別表第一の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給付事由が生じた退職年金及び喪葬年金についても、同年十月分以後適用する。

(長期在職老齢者の退職年金等の額の最低保障)

第三条 組合員又は団体共済組合員が昭和四十五年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上の者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものとの額が当該各号に掲げる額に満たないとときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金のうち退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は喪葬年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

2 前項の場合において、同項第一号に掲げる年金を受ける者が一人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項各号に掲げる年金で昭和四十五年十月一日以後に給付事由が生じたものを受ける者が七十歳に達した場合(同項第一号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、同項ただし書き及び前項の規定を準用する。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一一部改正)

第四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を

次のように改正する。

第五十一条の二第四項に次の二号を加える。

六 法律第百五十五号附則第四十一条の三第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後地方の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第六条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一百三十六条第一項」を「第三条の五及び第一百三十六条第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)第三条及び附則第十条」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第六条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第三百五十二号)の一部を次のように改正す

る。

附則第六項中「第一百三十六条第一項」を「第三条の五及び第一百三十六条第一項並びに昭和四十二年

度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十一年法律第五号)第三条及び附則第十条」に改める。

[別紙]

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に左の諸点に検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきである。

一 地方公務員共済組合の短期給付にかかる組合員の掛金率が一定限度をこえることとなるときは、組合員の負担を軽減するため適切な措置を講ずることとし、これに要する費用については国が所要の財源措置を講ずること。

二 遺族給付を受ける遺族の範囲については、実情に即して、すみやかに是正措置を講ずること。

三 年金制度施行前ににおける市町村の吏員及び雇傭人であつた期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いているものについて、すみやかに職員期間として組合員期間に通算する措置を講ずること。

と。

四 退職年金等のスライド制については、早急に具体的な運用基準を定め、実施するよう措置すること。

五 短期給付制度を適用しない共済組合についても福祉事業を行なうよう措置すること。

六 住宅供給公社の職員について、団体共済組合制度の適用を検討すること。

右決議する。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、地方公務員に対する災害補償の充実を図るために、国家公務員の災害補償制度との均衡を考慮して地方公務員の障害補償年金及び遺族補償年金の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 障害補償年金の支給率の改善

1 障害補償年金
障害補償年金の額を障害等級に応じてそれぞれ次のとおり改めるものとする。

障害等級	年金額(カツコ内は現行)
第一級	平均給与額の一八〇日分に相当する額(二四〇日分)
第二級	平均給与額の二四八日分に相当する額(二二三日分)
第三級	平均給与額の二九日分に相当する額(一八八日分)
第四級	平均給与額の一九一日分に相当する額(一六四日分)
第五級	平均給与額の一六五日分に相当する額(一四二日分)
第六級	平均給与額の一四〇日分に相当する額(一一〇日分)
第七級	平均給与額の一七日分に相当する額(一〇〇日分)

2 遺族補償年金 遺族補償年金の額を遺族の人数に応じてそれぞれのとおり改めるものとする。

官 報 (号外)

年金の算定基礎となる遺族数	年金額(カツコ内は現行)
五〇歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻以外の遺族	平均給与額の年額の三〇%に相当する額
五〇歳以上五五歳未満の妻(廃疾の状態にある妻を除く)の妻	平均給与額の年額の三五%に相当する額
五五歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻	平均給与額の年額の四〇%に相当する額
一人	平均給与額の年額の四五%に相当する額
二人	平均給与額の年額の五〇%に相当する額
三人	平均給与額の年額の五五%に相当する額
四人	平均給与額の年額の五五%に相当する額
五人以上	平均給与額の年額の六〇%に相当する額

(二) 遺族補償年金受給権者に対する一時金支給制度の延長

昭和四七年一月三〇日までの暫定措置とされている遺族補償年金受給権者に対する一時金支給制度を、さらに五年間延長するものとする。

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、被災職員及びその遺族の福祉の増進を図るため、他の災害補償制度における改善措置をも考慮しつつ、左の諸点についてその実現に努めるべきである。

一 公務災害の予防及び職業病の発生防止に努力し、公務災害の絶滅に努めること。

二 地方公務員の障害補償、遺族補償、休業補償、葬祭補償等の額については、引き続きその改善に努めること。

三 通勤途上の災害の取扱いについては、可及的すみやかに検討を加え、その改善を図ること。

四 平均給与額の算定については、期末勤勉手当を算入する方法を検討し、その改善を図ること。

右決議する。

衛生検査技師法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、医学の進歩に伴い、疾病の診断又は治療のための検査業務が増加し、その検査技術が高度化している実情に鑑み、これらの検査を適正に行なわせるため新たに臨床検査技師の資格を定めるとともに、衛生検査所の登録に關し必要な規定を設けようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 題名を「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に改めること。

(二) 定義

- 1 「臨床検査技師」とは、厚生大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査等を行なう本業は妥当と認め、原業のとおり可決すべきものと議決した次第である。
- なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

二 議案の可決理由

公務災害による重度障害者及び遺族の保護の充実を図るため、これらの者に對して支給する補償の改善等を行なう本案は妥當と認め、原業のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

地方行政委員長 菅 太郎

(号外) 報告

査及び生化学的検査を行なうことを業とする者をいうこと。

(三) 免許

1 臨床検査技師の免許は、臨床検査技師国家試験に合格した者に対し与えること。

2 衛生検査技師の免許は、学校教育法に基づく大学又は旧大学に基づく大学において医学、歯学、獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者その他〔二〕の2に規定する検査に必要な知識及び技能を有する者として政令で定める者に対して与えること。

(四) 臨床検査技師国家試験

1 試験は、〔二〕の1に規定する検査に必要な知識及び技能について行なうこと。

2 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができないこと。

(1) 高等学校卒業者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した臨床検査技師養成所において三年以上〔二〕の1に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 〔二〕の2に規定する者で、政令の定めるところにより〔二〕に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

(3) 外国〔二〕の1に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が〔1〕に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(五) 業務等

1 臨床検査技師でない者は、臨床検査技師という名称を使用してはならないこと。

2 臨床検査技師は、保健婦助産婦看護婦法の規定にかかる、診療の補助として採血（医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る。）及び〔二〕の1の政令で定める生理学的検査を行なうことと業とができる」と。

〔六〕 衛生検査所を開設した者は、その衛生検査所の構造設備、管理組織その他の事項が省令で定める基準に適合するときは、その衛生検査所について、都道府県知事の登録を受けることができるること。

また、登録を受けた衛生検査所でなければ、登録衛生検査所という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないこと。

(七) 附則

1 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

二 この法律の施行の際現に衛生検査技師の免許を受けている者は、改正後の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の規定による衛生検査技師の免許を受けた者とみなすほか、臨床検査技師国家試験の受験資格の特例その他所要の経過措置を講ずること。

(二) 議案の可決理由

疾病の診断又は治療のための検査業務を適正に行なわせるため新たに臨床検査技師の資格を定めるとともに、衛生検査所の登録に關し必要な規定を設けることは時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中殿

社会労働委員長 倉成 正

法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」（以下「旧令特別措置法」という。）、昭和三十三年の改正前の旧「國家公務員共済組合法」（以下「旧法」という。）及び現行の「國家公務員共済組合法」（以下「新法」という。）の規定により、現に支給されている退職年金等について、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするほか、恩給制度の改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 年金額の改定

(1) 旧令特別措置法、旧法及び新法に基づく退職年金等について、昭和四十四年十月に実施した年金額改定の基礎となつている昭和四十年度俸給額に対する増額率四十四・八%を五十七・四七%に改め、年金額を引き上げること。

(2) 次に掲げる年金については、(1)により算定した額が十二万円（遺族年金については、六万円）に満たないときは、当該金額をもつて改定額とすること。

イ 長期在職した七十歳以上の者が受ける退職年金

ロ 長期在職した者の遺族年金のうち、七十歳以上の者及び七十歳未満の妻、子又は孫が受けるもの

ハ 七十歳以上の者が受ける廃疾年金

(3) 公務による廃疾年金及び遺族年金について、増加恩給の額が引き上げられること等に伴い、その最低保障額を引き上げること。

〔二〕 その他

その他琉球政府職員に係る退職年金等の基礎俸給の引上げ等恩給制度の改正に伴う所要の措置を講ずることともに、昭和四十二年度以後共済年金の額の改定を行なつてきた法律の題名を「昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律」に改める」と。

〔三〕 施行期日

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する」ととする。

〔二〕 議案の可決理由

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等に基づく既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給の額の改定措置に準じて引き上げることとし、恩給制度の改正に伴う所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

〔三〕 本案施行に要する経費

年金額の改定及び最低保障額の引上げに伴う増加所要額は、昭和四十五年度において約八億二千八百万円と見込まれているが、このうち追加費用として措置される部分を除き、旧令年金関係の増加所要額約一億二千八百万円は、昭和四十五年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十五年五月七日

衆議院議長 船田 中殿
〔別紙〕

大蔵委員長 毛利 松平

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、公的年金制度調整連絡会議の結論等を勘案し、すみやかに具体的対策を進めること。

一 公的年金の最低保障額については、これが適正な均衡と引上げについて検討すること。

一 外国政府等職員期間の通算が更新組合員に限られているが、終戦当時捕虜として外地に抑留留用され、新法施行後に公務員、公企体職員に就職した者についても通算できるよう早急に調査のうえ善処すること。

一 制度改正等に伴う共済組合の給付に要する費用の負担については、その適正を期するよう検討する。

一 組合員が退職後一定期間内に発病した場合において、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、医療給付が行なえるよう具体的措置を講ずるよう努める」と。

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、公共企業体の共済組合が支給している昭和三十三年の改正前の旧「国家公務員共済組合法」(以下「旧法」という。)及び現行の「公共企業体職員等共済組合法」(以下「新法」という。)の規定に基づく既裁定の退職年金等について、別途今国会に提出された「恩給法等の一部を改正する法律案」による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げることとするほか、恩給制度の改正に伴い、所要の改定措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

(一) 年金額の改定

(1) 旧法及び新法に基づく退職年金等について、昭和四十四年十月に実施した年金額改定の基礎となつてある昭和四十一年度俸給額に対する増額率四十四・八%を五十七・四七%に改め、年金

額を引き上げること。

(2) 旧法に基つく年金で次に掲げるものについては、(1)により算定した額が十二万円（遺族年金）については、六万円）に満たないときは、当該金額をもつて改定額とすること。

イ 長期在職した者たる者を受け、退職年金

ロ 長期在職した者の遺族年金のうち、七十歳以上の者及び七十歳未満の妻、子又は孫が受けるもの

ハ 七十歳以上の者が受ける廃疾年金

その他

その他旧日本医療団職員期間の組合員期間への通算の条件の緩和等恩給制度の改正に伴う所要の措置を講ずるとともに、昭和四十一年度以後公共企業体の共済組合が支給している共済年金の額の改定を行なつてきた法律の題名を「昭和四十一年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律」に改めること。

(三) 施行期日

この法律は、昭和四十五年十月一日から施行することとする。

(一) 議案の可決理由

公共企業体の共済組合が支給する既裁定の年金の支給の実情にかえりみ、その額を恩給の額の改定措置に準じて引き上げるとともに、恩給制度の改正に伴う所要の措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

(三) 本案施行に要する経費

年金額の改定及び最低保障額の引上げに伴う増加所要額は、昭和四十五年度において三公社で約十九億九百万円と見込まれているが、追加費用として措置される。

右報告する。

昭和四十五年五月七日

大蔵委員長 毛利 松平

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

昭和四十一年度、昭和四十一年度及び昭和四十一年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、公的年金制度調整連絡会議の結論等を勘案し、ナミやかに具体的対策を進めること。

一 公的年金の最低保障額については、これが適正な均衡と引き上げについて検討すること。

一 外国政府等職員期間の通算が更新組合員に限られているが、終戦時捕虜として外地に抑留留用され、新法施行後に公務員、公企体職員に就職した者についても通算できるよう早急に調査のうえ善処すること。

一 制度改正等に伴う共済組合の給付に要する費用の負担については、その適正を期するよう検討すること。

一 組合員が退職後一定期間内に発病した場合において、他の医療保険制度との関連を考慮しつつ、医療給付が行なえるよう具体的措置を講ずるよう努めること。

竜毒性ガス、毒ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九二五年五月ジュネーブにおいて、特定未開地に大量の武器、彈薬等の流入を規制する目的で、わが國を含む四十五箇国の参加のもとに、「兵器、弾薬及び軍用器材の國際取引取締会議」が開催された。同会議において、毒ガス兵器も輸出禁止の対象とすることが提案されたが、輸出の禁止よりも使用を禁止せよとの主張が生じたため、兵器取締条約とは別個に毒ガス兵器禁止に関する議定書案の審議が行なわれた結果、一九二五年六月十七日に本議定書が採択され、わが國は同日これに署名した。

引き上げる。

本議定書は、すでに窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することを禁止する他の諸条約の当事国となつていらない限りこの禁止を受諾すること及び細菌学的戦争手段の使用についても同様の禁止を受諾すること等を規定している。

なお、本議定書は、フランス共和国政府に批准書を寄託した日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国は、軍縮委員会に参加以来、化学・生物兵器禁止問題には積極的な態度で臨んでおり、本議定書を締結することは、わが国の立場を対外的に明らかにするうえで有意義であるとともに、今後の軍縮交渉におけるわが国の立場を強めることになるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

（号外）

昭和四十五年五月七日

衆議院議長 舟田 中殿

外務委員長 田中 榮一

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十三年三月二十五日付の恩給審議会の答申の趣旨に基づく改善措置として、恩給年額の増額、遺族、傷病者、老齢者の恩給の改善等を行なおうとするもので、その主な改正点は次のとおりである。

1 昭和四十三年度における国家公務員の給与及び消費者物価の上昇等を考慮し、恩給年額を昭和四十五年十月分以降、八・七五%増額する。

2 旧軍人の公務扶助料の倍率を、四三・二割(兵)ないし一一・六割(将官)から四六・一割(兵)ないし一一・〇割(将官)に引き上げるとともに、文官の公務扶助料の倍率についてもこれに準じて

- 3 増加非公死扶助料の倍率を、公務扶助料の新倍率の七割五分相当の率に改善する。(現行は、公務扶助料の六割ないし七割五分程度。)
- 4 特例扶助料の倍率を、増加非公死扶助料の倍率の改善に準じて改める。
- 5 傷病恩給の年額を、兵の公務扶助料年額の引上げに準じて改善する。
- 6 七十歳以上の者及び扶助料を受ける七十歳未満の妻子に支給する恩給で、長期在職者(実在職年の年数が普通恩給の所要最短年限以上の者)に係るもの普通恩給の最低保障年額を九万六千円から十二万円に、扶助料の最低保障年額を四万八千円から六万円にそれぞれ引き上げる。
- 7 琉球政府職員を退職したことにより恩給を受けている者の仮定俸給の格付けを、本土公務員の恩給との均衡を考慮し、三号俸引き上げる。
- 8 終戦後、南西諸島等において抑留された旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の在職年を計算する場合においては、海外において抑留された旧軍人等と同様に、当該抑留期間の一月につき一月の加算年に連する在職年の割増しをする。
- 9 教育職員が教育事務に従事する文官等に転じ、さらに引き続いて教育職員となつた場合には、前後の同程度の学校の教育職員としての在職は勤続するものとみなし、この在職期間について勤続加給を認める。
- 10 日本国との平和条約第十二条に掲げる裁判により海外において拘禁された者(在職中の職務に関連して拘禁された者に限る)の在職年を計算する場合においては、いわゆる抑留加算との均衡を考慮して、当該拘禁期間の一月につき一月の加算年に準ずる在職年の割増しをする。
- 11 旧日本医療団の職員であった者で、戦後医療団の業務の政府への引き継ぎに伴い公務員となつたものの恩給の基礎在職年を計算する場合には、普通恩給についての最短恩給年限に達するまでを限度として医療団職員期間を通算することとしているが、この制限を廃止する。
- 12 旧南洋庁の公務員であつた者で、同庁の電気通信業務が旧国際電気通信株式会社に移管されたことに伴い同社の社員となつたものについては、同社の業務が日本政府に引き継がれた昭和二十一年五月二十四日以前に退職した場合においても、当該社員期間を公務員期間に通算する。
- 13 普通恩給年額の増額に伴い、恩給外の多額所得による普通恩給の停止基準を引き上げる。
- 14 公務関係扶助料及び増加恩給等と老齢福祉年金等との併給限度額を、十四万四千八百円から十六万七千三百円に引き上げる。

15 以上の措置は、昭和四十五年十月一日から実施する。

二 議案の可決理由

本案は、恩給審議会の答申の趣旨等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

本案施行に要する経費として、昭和四十五年度一般会計予算に約八十六億九千三百万円が計上され、いる。なお、昭和四十六年度以降平年度所要経費は、約三百四十七億七千四百万円の見込みである。

右報告する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について速かに善処するよう要望する。

- 一 恩給法第二条ノ一の規定について、その制定の趣旨にかんがみ、国家公務員の給与を基準として、国民の生活水準、消費者物価その他を考慮の上その制度化を図ること。
- 二 恩給に関する立法の簡素化その他法制上の諸問題について、国民の要望に沿うよう抜本的検討を加えること。

右決議する。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済の変動並びに国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定等を考慮して、訴訟費用臨時措置法の規定による証人等の日当、宿泊料等の最高額を改定する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本案は、最近における経済の変動並びに国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定等を考慮して、訴訟費用臨時措置法の規定による証人等の日当、宿泊料等の最高額を改定する措置を講じようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度裁判所関係予算に千三万二千円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 船田 中殿

農林物資規格法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における食品工業の発達、食品消費の高度化多様化に対応し、一般消費者の利益を保護して加工食品等の品位の向上と表示の適正化等を図るため、現行の農林物資に関する日本農林規格の制度を更に拡充整備とともに、新たに、農林物資の品質表示の義務制度を設けようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 題名を「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に改め、農林物資の品質表示

の義務制度を新設すること。

記

- 2 対象となる農林物資の範囲に輸入品をも加えること。
- 3 一般消費者に關係の深い農林規格物資には必ず品質表示をするようにならうこと。
- 4 各都道府県の異なるた格付方法を統一すること。
- 5 登録格付機関の登録の要件を強化するとともに、その格付の義務を明記し、その公共的性格を明らかにすること。
- 6 品質の表示の適正化を期するため、農林大臣は事業者等が守るべき表示の基準を定めること。
- 7 表示の基準を守らせるため、表示の基準に従わないものに対して、農林大臣は、これに従うべき旨を指示し、この指示に従わないものに対しては、これを公表すること。

(外)号

二 議案の可決理由

本案については、日本農林規格を制定する対象範囲を拡大し、当該農林物資について品質に関する適正な表示を行なわせることとし、日本農林規格による格付の効率化を図ることとし、消費者保護の上から妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のことおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 舟田 中殿

〔別紙〕

農林物資規格法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、食料品に關する消費者保護が諸外国に比して立ち遅れている現状にかんがみ、左記各項の

すみやかな実現を図るべきである。

一 食品の規格は、食品のもつてゐる多面的な性格にかんがみ、その安全性、栄養性、嗜好性、經濟性等を考慮して統一的觀点から定めなければならない。従つて、すみやかに統一的食品規制の制度を検討し、そのさいは、食品の製造基準、表示方法等についてあらためて統一的に強化すること。

二 食品の規格および表示に関する制度および行政機構が分立しており、種々の問題を惹起していることにかんがみ、食品に関する本制度の運用にあたつては、関係諸制度との連絡・調整を緊密に行ない、消費者の利益の保護に遺憾なきを期すること。

三 食品の品質および表示に関する監視体制が不備であることにかんがみ、政府の機構および人員を十分活用して、その充実を図ること。

四 本法により現在規格化されている食品のなかで、たとえば、果実飲料のJAS規格のように規格基準にあいまいなものが多く、原料生産者、消費者双方から苦情が寄せられているので、政府は、すみやかにすべての農林物資の規格基準について再検討し、その引上げなど適切な措置をとること。

五 農林物資の生産の合理化、取引の単純公正化及び使用・消費の合理化のため、すみやかに生鮮食品及び加工食品の包装材料、包装単位、容器の大きさ、量目等の基準を整備し、その標準化に努めるること。

六 添加物問題の重要性にかんがみ、JAS規格の制定にあたつては、不必要的添加物の使用は、これを排除する方向で対処すること。

右決議する。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、新全國総合開発計画にのつた国土開発をすすめるべくから、その基礎となる国土調査

(号外)

を促進するため、国土調査事業の充実強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 國土調査事業新十箇年計画の策定

内閣総理大臣は、現行の昭和三十八年度以降の十箇年間に実施すべき國土調査事業に関する計画に代えて、新たに、昭和四十五年度を初年度とする國土調査事業十箇年計画を策定する。

2 対象事業の追加

國土調査事業十箇年計画の対象事業として、次のものを加える。

- イ 都道府県が行なう土地分類基本調査
- ロ 政令で定める者が行なう土地分類調査、地籍調査

3 その他

所要の規定の整備を行なう。

」の法律は、公布の日から施行する。

議案の可決理由

本案は、新全國総合開発計画の策定に対応して、新たな観点から國土調査を実施するための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十五年五月八日

衆議院議長 舟田 中殿

商工委員長代理 理事 浦野 幸男

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

昭和四十五年五月八日

衆議院會議錄第二十五号

一一一四

定価
一部四十円
(配送料込)

発行所

東京都港区赤坂駅前二番地
郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二一四四二一(大代)